

第11日目(3月15日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、広井代表監査員、法事のため午後欠席、大和病院庶務課長、公務のため午後欠席、それぞれ届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第1、第32号議案 南魚沼市地域集落集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第32号議案 南魚沼市地域集落集会施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第2、第33号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 中之島クラブ、これが条例制定されて実際に使われるようになるということとは喜ばしい方向ではありますが、市の今後の方針といたしましてこの学童クラブは、本来は学校の建物の中でなければこれ以後については設置をしないという方向でいくのか、あるいは学校の敷地内に新たな建物を作るとか、あるいは学校の近くの施設を利用するとか、そういう方向性が決まっているのかについてお伺いします。

子育て支援課長 今ほどの今後の開設の方向ということですが、基本的には各地域単位

で一カ所程度立ち上げていきたいという基本的な考えを思っております。開設場所につきましても既設の学校の空き教室等々を最大限利用しながら、その中でやっていくという考え方でございます。例えば地域の集落センターが空いているとかというようなことを聞くこともありますが、その点につきましては公設の公営の建物の中でやっていきたいと。第一義的には学校の中ということで考えています。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第33号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第34号議案 南魚沼市出産祝条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 市長にお伺いいたします。一般質問でもお伺いいたしましたが、私はやはり南魚沼市を選んでいただくためにも、少子化対策が南魚沼市の特徴としてほかの地域にも打ち出すためにも、この条例は残すべきであると考えております。ただし、市長は第1子からでなければというようなお考えでありました。今後、第1子からの支給を考えての条例を上程していく、そういうお考えがとおりかどうか。

市長 今のところはございません。

中沢俊一君 関連ですけれども、市長は1子あるいはそれ以降の出産に対してあまり差別、区別をすべきでないというお考えのようです。でも、例えばフランスの例も市長はよく取り上げられますが、税制の面でもああいうところはやはり2子、3子、4子とあればやはり有利なようにやはり区別はしています。

そして小さい町だからといってしまえばそれまでですが、3子以降、100万円、150万円、200万円という制度を作り上げて、そして出生率の回復をやっているところもあるわけです。だから私にしてみればある程度その辺の区別というものはつけるべきだと思っております。その辺の市長のお考えは変わらないということでしょうか。

市長 税制とかいわゆる不変的な部分というかそういうことについては私はあま

り否定するものではありませんが、3番目に生まれたからいくらとか、4番目に生まれたからいくらというそういう支給については、どうも私は理想的には合わないということ。

これはちょっと誤解といいますか、皆さん方にごくお知らせが行き届いてないのかもわかりませんが、10万円、20万円というこれは廃止をします。それから記念樹とか5,000円のチャイルドシート費用だとかそういう部分も廃止をしますが、市として出産をしていただいてありがとうございましたというか、おめでとうございますというか、そういう意味を込めた部分についてはお金ということではありませんけれども、きちんと制度的に制度ではありませんけれども、どういうことをすれば一番皆さん方に喜んでいただけるか、これはこれから検討をして、例えばコシヒカリ紙で命名紙を渡すとか、そういういろいろの構想は練っておりますけれども、まだそれは決まっておりますが、そういう市として感謝の気持ちやお祝いの気持ちを込めたものについては、皆さん方に差し上げていこうということはやるつもりであります。今、議員おっしゃったような何番目だからいくらと、そういう部分についてはどうも私は今のところ考えるつもりはないということであります。

高橋郁夫君　この施行の日から12月31日までは今までと同じくするという内容なのですけれど、周知するのは、この議会で決まってからいつ皆さんが知るのか。例えば出産するには普通に考えれば10カ月みたいなかたちがあると思うのです。市民としては今までこれを当てにして産む人がいるかどうかわからないのですけれど、例えばそういう人がいた場合、周知してから最低10カ月ぐらいはやはり暫定期間を置くべきかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

市　長　そういうことも以前に議会の皆さん方からお話をいただきましたので、3月1日号と15日号の2回広報誌でお知らせをしております。

笠原喜一郎君　私はこの廃止をすることについてはそれでいいのかなというふうに思っています。ただ、先ほど市長が話をされたように、出産あるいは結婚とかという部分については、それなりの祝意を私はやはり示していただきたいという気持ちなのです。それで前にたまたま結婚届けに来られたとか、あるいは出生届けに来られた時に、時間が許すのであれば、市長室あるいはそういうところでおめでとうございますとかという話をしたらどうですかという話をしたら「それはいいことだからぜひ」という話を私は確か受けたまわったと思っています。それでこの前、市民課長にそういうことがやられているかと言ったら、やられていないのですね。お金をどうこうということ以上に、そういうことというのは良かれと思ったことであればやはり素早くやっていただきたいし、先ほど言ったように当然結婚をされる、あるいは出生されたということに対して、市長からお祝いの言葉だとかあるいはそういう市等をあげてのメッセージが届けられれば、私はお金以上にうれしい気持ちになると思います。そのことは4月からも早速やっていただきたいというふうに思っています。

市　長　これは私の方の徹底不足でありました。先般その話も伺いましたので、ご本人が希望をすればという部分ですが、1つここでまた問題がちょっと出たのは、塩沢庁舎、大和庁舎に届けに行った時はではどうなるのだと、これも話が出まして、その辺も整合性を

取りながらおっしゃったように祝意を表したり、感謝をしたりということは全くそのとおりでありますので、きちんとした対応をさせていただきます。ありがとうございました。

牧野 晶君 この条例の廃止については賛成していきます。いろいろなことでお祝いをしていきたいということですが、自分で以前からいろいろ思っていたのが、今はお誕生おめでとうというのは新聞に出るわけですね、昨日僕の子供が出たのですけれど。以前、塩沢なんていうのは公民館報に出たわけです。お誕生おめでとう、あとそれと同時にお悔やみが残念でしたという感じで。

要は考え方として、正直新聞の中越版に出たことによってたまたま広神から「お前生まれたのか」という電話をいただいたのですけれども、身近な知り合いというのは知っているには知っているけれども、またなかなか連絡が取れない仲間、例えば同級生に生まれたのも昔はそれで知ることが出来たのです。ああ、こいつも元気になっているな、こいつも元気になっているな、こいつは残念だったなというのがあるので。それと同じようになかなか広報誌をまとめていかなければいけないというのがあるのですけれども、どこかでそういうのを 旧六日町がやっていた、いないというのは把握していない。何かやっていたというふうな話も聞いているのですけれども。塩沢の方はおばちゃんなんか、ばあちゃんなんか、あれによって人が生きた死んだというのがわかったので、大変ありがたいと。新聞に出ているのは新聞に出ているのでいいけれども、要は1週間毎だということで大変見づらくなったりとか、毎日見ていなければいけないというのがあるので、ぜひそれを復活して欲しいという声があるので、今日せっかくなので言わせていただきます。

市長 そういうご提案でありますので、検討して極力そういう方向でもっていきたいと思います。広報誌に載せること事態がそれこそどれほどの手間があるわけでもありませんし、そういうことで皆さん方に周知をしたり、お祝いの気持ち、あるいはお悔やみの気持ちという部分。これは広報誌で対応できると思いますので検討させていただきます。ありがとうございました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

寺口友彦君 この議案に対しましては、当市は平成19年度予算において乳幼児医療費についてありますが1,078万円、昨年度に比べまして2割増しという予算をつけております。もちろん県の負担もございしますが、市としては約63パーセントの負担をしている。これは非常に喜ぶべきことであります。また新潟県は小学校卒業段階までを検討中ということでありまして、これは全国的な流れであります。

しかしながら南魚沼市の人口減を考えてみますと、やはり少子化対策に南魚沼市の特徴を出すためには、この誕生祝金というものは絶対私は必要であろうと思っております。市長に

先ほどお伺いしましたけれども、第1子からの支給は当面考えていないということでありませんが、私はやはり第1子から支給をしていくというそういう方向性が担保されないのであるならば、この法案については反対せざるを得ないというものであります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第34号議案 南魚沼市出産祝条例の廃止について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第35号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

都市計画課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第35号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第36号議案 南魚沼市土地開発条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

都市計画課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 この議案について1つお伺いいたします。都市計画区域に設定される地域については当然都市計画税が発生するわけでありますが、そのことを含めての・・・(「都市計画税ではありません」の声あり)わかりました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第36号議案 南魚沼市土地開発条例の廃止については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第37号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第37号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第38号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

都市計画課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第38号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第39号議案 南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正について、及び日程第9、第40号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

下水道課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第39号議案 南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第39号議案 南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第40号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第40号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第41号議案 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第41号議案 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第42号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第42号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第43号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

山田 勝君 ちょっと伺いたと思います。事業計画の中の収入の部分ですが、当初の事業計画といいますが開所の時点では306万円ほどの使用料が上がるのではないかと考えられていたところ、今回の補正であります、そこで120万円ほどの見込み違いがあったと。ということで逆算してこの10月1日からの利用と3月31日までの利用料として計算してみますと、450万円程度は利用料があるのではないかとと思われるわけですが、実際にこの計画を見ますと352万円の収益になります。

そうしますと利用料として現状のまま、もしくはそれ以下の見込みということになるわけですが、指定管理に向かいますとやはりそこは収益を上げるという意識がなければいけないと思います。その下にあります市よりの委託料1,040万円。これをあてにするようなかたちでの指定管理者の運営は、これはいかなものかと思うところではありますが説明をお願いします。

福祉課長 指定管理者に移行する考え方につきましては、今ほど議員おっしゃられましたように営業努力を発揮していただいて、私共の支出を減らしていくというふうなことが主な主旨になっているわけでございます。で、施設の利用料につきましては半年間の状況を見ているわけでございますが、今後1年間経つということになりますとなかなか今の段階ではきっちり見込みが立たないというふうなことで、352万8,000円ということでみさせていただいてあります。この辺が1年間19年度やってみて指定管理者の努力によってそういった収入が確保できるということであれば、また次年度以降に協議をしていくというふうなことで、19年度指定管理者のそういった努力の状況をみながらまた検討していくというふうなことになるかと思えます。

中沢一博君 今この福祉協議会というのですか、ある意味では福祉の拠点になるかと思えます。けれども今その現状を見たときに、事務所等その場所と設置等を見たときに、皆がどんどんこれから集まってくるような、まだそういう施設の体制になっていないのではないかなということ。指定管理者になった時にすぐそういう整備面で心配するのですけれども、その点は考えておられるのかどうかちょっと聞かせていただきたいと思います。人員の件はちょっと考えているみたいでございますけれども、あわせてお願いいたします。

福祉課長 この施設、坂戸の方にあった旧総合福祉センターの段階では、毎日だいたい100人ぐらいの入浴者がありました。現在こちらの方に移ってから毎日70人ぐらいに減っておりますが、この要因として高齢者の足の確保というのがちょっと課題ではないかなというふうに思っております。

そこで現在市では、生活交通の全体の見直しを行っておりまして、この旧六日町地内、市

街地のこの地内も福祉バスの運行ということで先般試行を行われたようでございますので、そういった足の確保が課題というふうに思っております。そこらを今後、整備していく必要があるというふうに考えておりますので、その生活交通の見直しの中で協議してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第43号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第44号議案 浅地町集落センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第44号議案 浅地町集落センターの指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第45号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第45号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第46号議案 塩沢都市計画事業樋渡地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について、及び日程第16、第47号議案 塩沢都市計画観光地区建築条例の一部改正についてを一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

都市計画課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第46号議案 塩沢都市計画事業樋渡地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第46号議案 塩沢都市計画事業樋渡地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第47号議案 塩沢都市計画観光地区建築条例の一部改正についてに対す

る討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第47号議案 塩沢都市計画観光地区建築条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第48号議案 財産の取得について(長森工場用地)及び日程第18、第49号議案 財産の取得について(大崎小学校用地)を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

岩野 松君 大崎の用地なのですけれども、別に疑義があるわけではないのですが、今まで小学校として使っていた用地と同じぐらいの場所が今度両方まとめて大崎小学校の学校の敷地となると解釈していいわけですね。これから生徒数も減るのですけれども、法律的にその人数で必要とするのは、これがどれくらい該当しているとか何パーセントとか、そういうことがもしわかりましたらお聞かせください。

財政課長 必要面積は多分児童数掛ける何平米とかいろいろな規定があるはずなのですが、そのところは私の方でちょっと押さえておりません。ただ、現在の大崎小学校では直線で100メートルコースが取れないということで、前から拡張という要望が出されておったところでございますが、なかなか実現が出来ていなかったということでございます。

19年度に体育館の建設がありますが、今の体育館のところから、とりあえず渡り廊下でこちらの新しく買う方に体育館を作ると。いずれは校舎の方も改築が必要になりますので、そうした場合はこちらの売買地の方で校舎の方も建てていきたいということでございます。

それで必要面積を取った後、不要となった今の大崎小学校の用地の方を、不要になった時点でこちらの方は何らかのまた次の利用計画といたしますか、そういうものを考えていきたいところっております。よろしく申し上げます。

佐藤 剛君 1点お聞かせいただきたいのですけれども。以前に資料を配られたかもしれないのですけれども、この両方の土地につきまして土地開発公社が取得した時点の価格と、今これ、例えば大崎ですと1億4,800万円だそうですね、そこらへんの差をちょっと確認したいのですけれども申し上げます。

財政課長 大崎の方から申し上げますが、用地取得が1億2,500万円でございます。支払利息が269万1,862円。それから諸経費として735円かかっているようでございまして、合計で簿価が17年度末でございますが、1億2,770万円ぐらい。今回18年度、

1年間のまた利息がついて記載のとおり売買価格ということでございます。

それから長森の総合野外運動公園の方でございますが、これはちょっと分けておりませんので、大変恐縮なのですが合算で 函面を見ていただくとおわかりのようにまだ半分ぐらいの用地が残っておりますので、そこと合算でしか出ておりません。そういうことでちょっとお聞きいただきたいと思いますが、用地の取得価格が3億8,000万円と36万7,000円ほどでございます。保証料が3,400万円ほど。それから測量試験費に980万円ほど。諸経費、これはずっと今まで草を刈ったりいろいろなことを管理してきておりますが、そういう諸経費が478万円ほど。それから利息が1億2,238万円。合わせまして5億5,154万7,000円ほどでございます。これは先ほど言いましたように、今売るところと、来年売るところと、残っているところの合算でございますので、そういうことでひとつお願いをしたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 第48号議案 財産の取得について(長森工場用地)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決をいたします。第48号議案 財産の取得について(長森工場用地)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第49号議案 財産の取得について(大崎小学校用地)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決をいたします。第49号議案 財産の取得について(大崎小学校用地)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時といたします。

(午前10時43分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時00分)

議 長 日程第19、第9号議案 平成19年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

審議の方法についてお諮りいたします。市長の提案理由の説明、財政課長の予算概要説明の後に予算全般にわたる総括質疑を最初に行い、次に歳入全般の審議を行い、その後、歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように審議していただきます。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 次に財政課長が予算の概要説明を行います。

財政課長 (説明を行う。)

議 長 予算全般にわたる総括質疑を行います。

笹木信治君 総括質疑ということですので、項目とか数字とかということではありませんが、予算執行上重要な問題であると思いますのでお聞きします。昨日以前の一般質問を聞いていてちょっと気になったのですが、私も入札制度の改善について一般質問に提起してきたわけですが、昨日、笠原議員や他の議員の同じような質問があって、市長の答弁を聞いてちょっとひっかかったものですからお聞きしたいのですが。

それはひとつは、いわゆるその入札率が高めにとどまるという傾向がある。これは引き下げるべきだというのが我々の考え方なのですが、市長は必ずしも入札率を引き下げることはいいというふうにはならない、というふうなお考えをお話しされました。入札制度の改善が財政健全化計画そのものに資するとは考えない、というふうなお考えを述べられたかと思うのですが。私はやはりそういう点では一般会計の中に占める大きな公共事業の額から言っても、ここをやはり改善していくということが大事だと考えていますので、ちょっとその点では市長のお考えはどうなのかなという思いがありました。

前にも申し上げましたが、新潟市では88パーセントくらいの入札率で推移していると。当市は95～96パーセントということになると、単純に考えても例えば1,000万円の仕事が、新潟市では880万円のできる。南魚沼市では950～960万円かかるのかというふうな話をしたら、ある人は「いやそれは違う」と。積算して予定価格を決める際に、それぞれの自治体で歩切りをするわけだから、歩切りの率が新潟市も南魚沼市も同じということではないから、必ずしもそうは言えないのだというふうなお話をされました。私もそれはそうだなと思ったのですが、歩切りの率というのはこれは秘中の秘ですから市長はそれはお話ししないと思うのですが、それにしても私は新潟市と南魚沼市の歩切りの率がそれほど大幅に違うとは思えないのです。

そういうことになれば、やはり入札業務における入札率の改善、これを下げるということ

がやはり財政の削減に結びつく、経費の節減に結びつくということを私は自明のことだと思うのですが、どうもそこら辺がちょっとはっきりしません。むしろ私は市長の考えは後退しているのではないかという思いがあるのですが、そこを1点お願いします。

市長 私はそういう意味で申し上げているのではありませんで、設計というのは一応全部基準に基づいてやるわけですね。基準に。その中で、例えばこの工事は100万円かかりますよというのは、これは設計ですね。そこでその後、歩切りという話 これはどこの自治体はどうしているかということは一切わかりません。それこそこれは極秘中の極秘でありますのでわかりませんが そこからまた入札をしていただいてということでありませ

す。そしてこれは財政健全化の中に、では落札率を例えば今95平均のものを90に抑えるから、その部分でその財政健全化に寄与しようなんてことは、これはでき得ることではないということです。私はいわゆる、低値止まりで本当にずっといくようであれば、やはりそれは設計の方に問題がある。設計を工夫して、当初は例えば1,000万円かかるだろうと思われるものを900万円に抑えろとか、そういう方向できちんと数字を出していきたいと思っております。

ただ、それも目標をかかげてやれるという問題ではないわけでありますので、職員のその意識と、それから設計技術といえますかその技能、これに磨きをかけていただいて。やはりですからどなたかの質問にありましたように、積算技術を習うのではなくて、設計技術をきちんと習得してもらおう。同じことをやるにしても、考え方で非常にきちんと違う部分が出てくる。U字溝が例えば300の型を入れなければならないということで、いやきちんと計算したら250でよかったとか、そういう部門できちんとした数字を出していきたいということでありませ

す。別に高止まりでいいと思っております。低すぎでいいとも思っておりませ

私にご紹介申し上げたのは、いつもアメリカではこうだという話が出されておりますけれども、そういう先進的な部分のアメリカであっても95パーセント前後が大体維持されてきている。それが適正であるというふうに認定されていると、こういう話を伺いましたので、そういうご意見もありますという話を申し上げただけであります。95でいいとか、80になったからいいとか、そういうことは一切申し上げるつもりはございません。後退だとは全く思っておりませ

すが、よろしく願

いいたします。

笛木信治君 もう1点お願いします。私は入札制度というのは、何よりも公正な競争が行われたかどうかと、このことが大事だと思うのです。入札率が95～96パーセントに推移するということが公平な競争が行われたかということについては、これは議論がありま

ントの線で大半の入札業務がそれで推移するという事態というのは、やはり公平な競争が行われるといるとは言い難いという気がします。

これはひとつは、だけれども我々も私もその点になると町議会議員時代から、地元業者優先ということを盛んに言ってきましたから、これは地元業者優先というときには、やはりある程度そこは仕方がないという面もありまして、私はそういうものだとは思っていましたが、やはりこうした財政事情の中では私は、地元の業者といえども厳しい競争原理のもとで仕事をしてもらうということが大事だと思うのです。背に腹は替えられないといいますが、一般競争入札、できれば制限をはずしていくということが、全部でなくても時にはそういうこともやりながら、厳正な競争が行われるというところを目指しているという姿勢を見せることも、私は大事だと思うのです。そういう点でそこら辺のことをまたもう1点お願いします。

市長 そのことにつきましては議員おっしゃるとおりでありまして、当然ですけれども公平、公正で、そしてきちんとした見積りのもとに入札をしていただくと。談合ということがあってはならないということでありまして、私の方も入札改革の中で、大体流れとしまして、歩切りというのはおおむね一定部分で来ていましたね、今までは。

ですから、例えば普通は発表しませんけれども、議会議決みたいなことになると落札率何パーセントというのは出るわけです。これはもう全部伝わるわけです。そうしますと、ある程度歩切りというのはどの程度なのだとか、そういうことが言わず語らず感覚的にわかってくるという、そういう弊害がちょっとありますので。昨日だったかも申し上げましたが、歩切りについても、千差万別とは言いませんけれども、ちょっと考えてやっていかなければならないなという思いはあります。

それによって、ではどう変わるのか、その結果を見なければなりませんけれども。ですのでそういう工夫はさせていただきますし、それから特殊工事についてはもう制限なしの一般

制限なしといっても日本国中とはいいませんけれども、大体普通の一般競争入札をやっている部分もあります。ただ、あまり小さな価格の部分までやって、そして大手業者やゼネコンがそこまでとは思いますが今、ゼネコンさんはそういうところまで全部参入してまいりますので、それはやはりある程度地元業界の育成といえますかのためには防いでいかなければなりません。

そしてそれが制限付ということになるわけですが、そういうことを駆使しながら。とにかく疑惑の目で見られたり、あるいはその業界の方もやはりそういう目で見られているといのを非常に今、気にしているといえますか世論がそういうことでもありますので。ですから業界の方にもそういう意味では自粛を求めたりしながら、市民の皆さんから疑惑を抱かれないようなことをきちんとやっていきたいと思っております。おっしゃる理念は議員のおっしゃるとおりでありますので、そう思っています。

宮田俊之君 市長に全体の予算の総額についてひとつお尋ねしたいのですけれども。私は今回の19年度当初予算が、プラスの予算では当然あがってこないのだろうというふうに

想像した上でいたのです。けれども、こうしてプラス予算であがってきた場合に、一般質問でもありましたがプラスで組むところもマイナスで組むところもあるという中で、地域に入れば何をやっているのだと。要するになぜプラスの予算を、お前は議員として何をしていたのだというふうな言われ方もいたします。

私も不勉強なうえでいろいろ発言をして申し訳なかった部分もあるのですけれども、よくよく聞けば、いたしかたない部分もあると思いますし、緊急雇用だとか、市営スキー場にかかる費用を予め上げておくという部分で、本当に正直な予算を組まれたんだなというふうな思いはわかります。

ただ、実際にこれから長くこの市に住まなければいけない世代にとっては、大変に不安なことがあるわけです。これを市長はこの19年度当初予算を市民に説明するにあたって、18年度当初予算と比べてどのくらいの熱意を持ってかみ砕いて市民の皆さんにわからせていただけるのか。その辺のことについて何かお考えがあるのであれば、ぜひとも教えていただきたいと思って質問をさせていただきます。

市長 私は市民の皆さんに直接この問題でといたしますか、市政問題でいろいろお話を申し上げられる機会というのは、不特定多数の皆さんにお話しするというのはやはり市政懇談会くらいしかないわけです。あとはそれぞれ各種団体の会合とか、そういうことについて出席させていただくときはそういうお話しもできるわけですが、広報やそういうことは当然きちんとした対応をさせていただきますが、具体的に私の口から直接お話しするというのはその市政懇談会の中で、そういう伸びに対して例えば不安があるとすればこういう要因があると。実際伸びた部分もあるわけですが、それはこういう理由だと。そういうことはきちんとお話しをして、市民の皆さん方から不安を持っていただかないようにしていく責任もあるわけですので、そういうふうに努めたいと思っております。

牧野 晶君 かぶっているのではやめようかと思ったのですけれども、あえてやはり言わなければ気が済まないたちなので。市民にわかりやすい予算というのがあるわけです。先ほど宮田さんが言ったのと同じなのですけれども、6.7パーセントの伸びというのは、説明を聞けば、ああそうか、というふうに思う点もあるのですけれども、借換えがどうのこうのとかいうのもその時点で、借換えといっても3億5,000万円ではないかというふうな頭にぴんともう最初になってしまうわけです。伸びている予算が17億のうち3億5,000万円を一番最初にもってきて、これが増えたのですよ、という言い方をしたらもう次のことなど聞く気がなくなってしまうわけです。正直こういう言い方で申し訳ないですけれども。私なんて単純に考えてしまうたちですし、単純に言うてしまうたちなのであれなのですけれども、市民に対して、県内ナンバーワンの実質公債費比率というのがぼんと出た本当のその次の年度のときに、プラス予算というのがわかりやすい予算なのか、というので宮田さんとかぶりますがけれどもその点ご答弁をもう一度しっかりとお願いしたいのですが。お願いします。

市長 昨日も具体的に数字をあげてご説明申し上げました。今、財政課長からも話がありました増額要因といううちの・・・増額要因これをでは見ていただけますか。アで

すね。(「要はわかりやすく説明が」の声あり)いやいや、あたなにわかりやすく今これを説明します。市民の皆さんにアだ、ウだなんて言うわけには。(「市民の諸が見るのは数字ですよ。何で上がっているのかというそこをどういうふうになつく」の声あり)ですから、こういう要因があってこれはこういうことだと。それから実質的に増える部分はこれも今、説明がありました。いわゆる学校関係が5億円ですね。それから大和インターで2億円。あとは尿処理、ごみ、このことです。それから除雪車購入。それで伸び率を実質的にそれをやりますと2.7前後ということになります。

ですから、どういうふうに申し上げればご納得いただけるのかわかりませんが、当然ですけども、ただ、財政健全化というかたちの中で伸びること自体にそれはおかしいという、その議論もおかしいわけです。今やらなければならないことはやらなければならないわけがありますので、その辺もきちんとかみ砕いてご説明を申し上げますので。今、説明しろと言えませんがよろしいですか。(「その視点だってわかるわけですよ。この予算で来年は下がる・・・」)「再質問でやってください」の声あり)そういうことでおわかりいただけると思いますが、私がそれは責任を持ってご説明申し上げますが。ただ、6万3,000人市民全部に伝わるかどうかというのはちょっとわかりませんが、極力皆さん方からご理解いただけるように。そして不安をそれは不安です。私だって不安ですから。財政健全化計画という中ではですね。ただ、この予算を執行していくに対して不安があるということではありません。そういうことではありませんので、市民の皆さん方からそういう面では安心をしていただくということをきちんと説明して努めなければならないと思っております。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、この19年の4月から部制ということではスタートするわけです。この予算編成の中で、まだ人事が出る前でしたけれども、一応仮の部長を設定してそして予算編成をやってみようというような話がありました。この部制の中で、やはり予算も権限もできるだけそこに降ろしていったという話ですけども、この予算編成の中で、1年しかまだ経っていませんけれども実際どのような感触であったか。本当に言われているようなものがきちんと まあまだ本当の人事が出ていませんでしたのであれですけども、どういうふうな感触を持たれたかお聞きをいたします。

市長 財政担当の皆さんともそのことで話をしまして、当初、想定される部に対して8パーセント減でまず出しているわけですね、シーリングをかけた。そしてその部長、概役を中心にして、関係部署の中で協議をしていただいて最終的には5パーセントくらいまでの中でもう一度上げてきていただいた。それをまた査定させていただいて内示をして。そしてその部の中で、例えば商工観光ではもうちょっと100万円ほど欲しい。あるいは農林の方ではここは我慢すれば100万円くらい削れるのではないかと。そういう調整をさせていただいて最終的に上がってきたということですので、非常にある意味ではある意味ではではなくて非常にいい方向が出たと思っております。

今度は今、議員おっしゃったようにはっきりするわけですので、部長があってということ

がきちんとしますので、そういう部の間でもそうですし部内でもそうですが、お互いやはり融通しあうところは融通しあってやっていけるということで、非常にいい方法であったというふうに私は今、実感しております。財政課長がどう思っているかちょっと聞いてください。

財政課長　市長が申し上げたとおりでございます、財政担当としては、部長の中でいろいろ査定をやってきた数字が上がってくるわけですので、その分は楽をさせていただきました。大変いい制度だと思っております。

腰越　晃君　一般質問から財政問題については数々の質疑がなされまして、大体のところは理解できたというところですが、1点だけお伺いしたいのですが、特別会計への繰出金です。健全化計画では確かに328.6パーセントと、今年度目標ですね。そういう達成率はあがっておるのですが、では実際に各おのこの特別会計の内容はどうかといいますと、やはり水道、国保、それから病院、いずれも非常に厳しい財政運営をやっている状況で、単年度を見れば病院においても水道についても累積赤字を積み重ねているという状況になっておるわけです。

確かに起債残高の問題もございしますが、やはりこうした小さい単年度ごとに積み重なっていく財政不足といいますか、こういったところも当然留意しなければならない問題であろうというふうに認識をしております。いずれにしても、子供の財布、親の財布に例えれば親の財布は一般会計でありまして、そこからの繰出金を減らしていますよといっても、子供の財布は足りない状態、累積のそういった欠損金を積み重ねているという状況ではちょっとまずいのではないかなというふうに思うのですが、そうしたところについて市長がどのようなご見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思うのですが。

市　　長　繰出金につきましては個々にはいちいち申し上げませんが、例えば水道は今年は繰出金を増やしたわけです。基準6割のものを8割に上げました。これはいろいろ見ますと、8割に上げて水道会計の方に入る部分は増えますが、一般会計を傷める部分が非常に少なかったものですからその分をなんとか、ではどういうことで捻出できて、一般会計にあまり傷を与えないようにできるかと、こういうこともそれは今度は下水とうまく連結をさせていろいろやったというそういう工夫をしながらやっております。確かに国保も含めてそれぞれ特別会計、企業会計厳しい状況であります、例えば赤字補填のために常にその繰り出しをするという方向をなんとか避けていきたいと思ひまして、病院につきましても今も赤字が相当あるわけです。小山先生や斎藤先生に申し上げてきたのですが、19年度でこの構造をきちんとではどうやっていくと。この赤字を何年後に解消できるか、そこまでやはり詰めてやっていかなければだめでしょうと。ただ毎年、毎年その数字の上げ下げだけではまずいだろうと、そういう話もしておりますので、お互い皆厳しい状況の中ですが、なんとか工夫をしあいながらいろいろやっているというところでもあります。

和田英夫君　3日間の一般質問でいろいろ議論されてきましたその財政健全化計画で、1点確認をしたいわけですが。5年間でいわゆる69億円。これを達成しようということで話が出ておりますように、結構進んでいる項目と遅れている項目があるわけです。どうも市

長は一般質問の答弁の中で、総額69億円が達成できれば、今ここにある6つの項目は若干のこの達成率に差があっても良とするようなニュアンスですが、そういうことでいいのか。

それからいわゆる公債費負担適正化計画の、実際今度は19年度予算でそれぞれの臨時財政対策債とかあるいは通常債ということで一応計画はあがっている。計画はあがっているし、予算書の中で償還の方はおおむねこの計画とあっているようですが、起債の方がちょっとこれとあわないような数字になっている。

問題は、それともうひとつは先日財政課長からちょっとお聞きしたのですが、これはおそらく県の方に出たのか新聞に出されたわけですけれども、いわゆる公債費負担適正化計画で、例えば南魚沼市の場合は補助事業を含む投資的事業を01年度の60パーセント程度に抑制するとか、あるいは市の単独事業は05年度決算の50パーセントに抑制するとか、あるいはお金はなるべく優良債である特例債を使いなさい。こういうことで公債費の適正化計画、例えば今年度がまあまあ資料によれば23.8などとなっているのですが。この出た数字はおそらく県の方にもお伺いを立てて、こういうことで取り組むということだと思えるのですが、この数字は今言ったようなことの違いはどの程度か。そうは出してみたが、予算を組み立ててみたがなかなか思うようにいかないからこれでいきますという考え方なのか。県の方はいわゆる適正化計画を示しながら。だが実際予算を組み立てると、そのようにいかないような数字が出てきているものですから、どの程度この適正化計画の外の県に対して出しているのを、拘束力というのを　まあまあ言葉は適当ではありませんけれども　あくまでもこの計画に沿ったかたちでの予算の立て方をするのか。いや、そうは言ったけれどなかなかだめだからある程度許してくれと、こういう考え方なのか。

特に先ほど言った、新聞で報道されたこのことについても60パーセント程度の抑制、あるいは50パーセントの抑制ということについてもちょっと違いが大きいようなところがあるが、これはまあ仕方ないのだという考え方なのか。

市長　この健全化の各項目ごとあるいはトータルという部分ですが、でき得れば項目ごとにきちんとした達成をしていきたいと思っております。しかし、なかなか進んでみますと、昨日もちょっと触れましたけれども歳入の確保、あるいは行政水準の明確化、これらが非常に厳しい数値であります。反面、繰出金だとかあるいは人件費だとか、そういう部分については相当目標値より上がっている。

ですので、これを19年度中に悪いですけれどももう一度見直させていただいて、どんぶり勘定でトータルだからいいやなどという考え方を持ってしまうととうまくありませんので、もう一度きちんとした数字は出していきたい。そしてその数値の目標に向かってやっていくということでもあります。全体的にとらえれば、この健全化計画では5年間で69億円いわゆる削減するわけですから、全体的に69億円、あるいは70億円削減ができたということであればそれは達成したということにはなるのですが、そうそうどんぶり勘定的に考えてはいけないというふうに自分では思っております。ただ、若干のいわゆる出入りはあると、これは仕方ありません。

それから公債費の適正化計画。これは県の方に提出させていただいて、それで県からもではそれでいいや、ということ言われているわけですので極力守るつもりですが、それこそこれも年度によってどんどんと数値が上がっていくなどということでは困りますけれども、例えば特殊事業が出て、19年度はちょっとこうなりますが20年度では、ではその分を抑えましょうとかそれはきちんとやっていきます。やはり出した計画ですから、それに沿うように努力をしていくということであります。若干の上下をいちいち県がそれは100パーセントだめだとは言わないと思いますが、それはまた財政課長の方に答えさせます。

財政課長　市長の方でも何回か申し上げておりますが、健全化計画を作った段階では、広域連合というのが想定されていなかったわけです。今回の当初予算でもごみの関係とか、し尿の関係というのは、これはその時点では覆っていなかった部分がこうして入っているわけですので、したがってそういう部分も19年度で見直さなければだめだという状況でございます。

それから人件費につきましても普通の一般職は下がるのですが、100人からの消防職はこうやって入ってきているわけです。これは今年も5名ほど新採用があったりで、結果的に増える部分であっても減らない部分の人権費が今度はそういうところに内在してきますので、どうしても見直しが必要になっているということだけひとつご理解いただいて、私の答弁にさせていただきます。

適正化計画の方につきましても、公債費の率がかなり上がっていますが、先ほども言いましたように3億5,000万円からの借換えの部分が入っていたりしまして、単純な比較で合っていないのは確かなのですが単純な比較で合わないということではございませんので、そうした部分をいろいろ調整していきますと若干増えてはいますが、そう大きな隔たりにはなっていないはずでございますので、そういうことをご理解をいただきたいと思ます。

和田英夫君　財政健全化の方からでありますけれども、ちょっと見直すと。まあまあ2年目にして見直すと。健全化計画は今2年目ですからね。そこで、まあそれはそれでわかるわけですが、人件費と繰出金、ちょっと予定よりも進んでいるのが。つまりそれでなかなか思うようにいかないのが、行政水準の明確化と歳入の確保です。

つまり人件費の部分と繰出金というのはかなり市長の意向で意外とできやすいところですし、行政水準の明確化なり歳入の確保というのは気持ちはあってもなかなか大変なところですね。どうも私もそう思っていたのですけれども、気持ちはわかるが簡単なところをいじめるという傾向が強いなという気がしました。できればやはりせつかくこれを立てたのですから、なんとしてもこの6項目については計画どおりにやるというくらいの強い意気込みがなければ。市長はここで既にそういうことを言うということは、結果的に達成率の困難とか、ますます困難になるというくらいがあるということ。

私はやはり少なくとも最後の4年目くらいになったら若干の見直しはいいけれども、今からもう既にそういうことを言いながら意外と簡単なところをもっともっとでは切り込むかと

というのは、いかがなものかという気がするわけでありませう。

それから公債費については私も専門的ではないからわかりませんが、これもまさに、これから1年目の計画を立てて、1年目の予算ですから、それぞれの理由があるとは思いますが、1年目にして既に計画を立てたことと違うのが、それが果たして説得力があるか。先ほど前段で同僚議員からも言われましたように、非常に市民が心配をしているわけですから。ひとまずこういう計画立てておいて、私どもはやっているのだということもひとつ市民に説得力があるわけですが、やってみたらだめだから2年目にして、あるいは1年目にして数字は合わなくてもやむを得ないということは、では財政の立て直しということの角度で市民の信頼関係といいますか、不安感といいますか、この辺をちょっと私は感じるわけですが。

市長 どういうふうにお聞きをいただいたかわかりませんが、合わないでいいや、もうこれはそうだ、こうだなどという話を全く私はしたつもりはございません。結果として今、19年度ではこういう数値が出ていますと。これを見ますと、先ほど言いました歳入の確保と行政水準の明確化というのが非常に率が低いわけです。これをどうしなければならぬかという、これもまたきちんと考えなければならないということでもあります。

そして今、財政課長も触れていますように、この計画は17年に立てているわけです、17年。そこで新たに加わってきた要因というのがまた相当ありまして、それらも含めて19年度の中でもう一度それをきちんと見直しをさせていただいて、また数値を出すということでもあります。ですから、何を不安を感じるなどと言うと怒られるけれども、そういうことではなくて。しかももう緩んでいじめやすいところをいじめているとか、そういうことではありません。いじめやすいところをいじめているなどということではなくてですね。

ただ、達成がある意味で本当にスムーズに可能なところと、非常に厳しいところとあります。私がいくら力んだって、例えば歳入の確保というもの。全て差し押さえしてくるかといっても、それは金にもなるわけでもないとかいろいろありますから。それは、そういう面では計画を立てても若干のくわいは出るかもわかりませんが、それは申し上げます。それは申し上げますが、決して数字がこう出ていて、ではトータル的に皆どんぶり勘定で、ここだからいいやなどということを考えてやっていることではありませんので、それはご理解いただきたいと思ひます。

公債費の部分についてもそうであります。今、触れましたように特殊要因が出れば計画を立てるときは特殊要因がいつある、ここであるというようなことは考えていませんから、大体この程度の部分でやっていって10年後には18パーセント以下にしたいということを行っているわけですから。その中で例えば災害があれば、18年豪雪のようなことがあれば、これは突出して出ることもありますし、思っけても平穩で今年みたいに例えばこのまま除雪費が非常に少なく済むということであれば、またそれなりに考えていかれるということでもあります。

その範囲を絶対に超えるななんて言われるとこれはとてもできるものではありませんけれど

ども、極力、数値がそうくわないように目標を立ててやっているということだけのご理解
いただきたいと思います。

中沢俊一君 この総額の中で人件費の抑制が3分の1以上を占めているわけであり
ます。また調整もしやすいということで、先ほど財政課長のなかから、今5パーセント、3年間
という職員の給与の削減ですよね。これは必要に応じてまた考えなければならないという話
が出ました。この給与水準の削減、あるいはまた定数の何ていいますか、削減が2つあるわけ
ですけれども、私はこの県下ワーストのこの公債費比率を本当にいいショックにしまして、
行政水準の見直しも含めて今ある仕事の中身を見るということ。それから定数をやはりここ
で大きく切り込んでいくこと。私はこれもこの機会に真剣に考えるべきだと思っ
ていますが、いかがでしょうか。

市長 組合の皆さんとこの5パーセントカットについて協議をさせていただ
いたときに、当面3年ということですよ。例えば状況がよくなれば1年でも返しますと。改善が
されなければ延長もあり得ます。そういう話で一応、とりあえず3年ということ
で合意させていただいたわけでありますので、改善が全く進まないとか、他の部分
が進んでいても進まなかったとか、非常にまた別の要因が出て財政が厳しくな
ったとかそうなれば、これはまあ延長せざるを得ない。それは当然また組合の
皆さんと話させていただきますが、私としますれば、1日も早く1年でも早く、
これはいわゆる元に戻したいという思いでやっております。

それを成し遂げるには他の要因もさることながら、この人件費のなかだけで
言いますと今、議員おっしゃったように、定数をやはり抑えるということですよ。
それから超勤をやはりきちんと管理していく。こういうことをきちんとやらない
となかなか今いる職員の給料をカットばかりしていてもどうしようもないわけ
ですよ、士気にも影響しますのでその点は十分心がけながらやっていき
たいと思っております。

駒形正博君 市長、副市長・部長制に移行するにあたって、市長としての
トップ営業マンとしての時間が非常にないので、決裁権を大幅に移譲するのだ
ということによってこられたわけですよ。3日もいれば市長の机の上は決裁
ファイルで山になっていると。そうしたものを解消していきたいの
だということでありますが、その決裁権を副市長、あるいは部長に移
行する中で、金額的にどの程度までは副市長だとか、どの程度までは部長
だとか決めてあるのか。そしてまた今までは助役にはこの程度だった
けれども、今度は副市長になったらこの程度まで、金額的にこの程度
までとかどんなふうに決裁権を移譲しようとお考えなのか。その考
え方についてお聞かせ願いたいと思います。

市長 そういう今、見直しをかけているところであります。例えば今、
3,000万円以上は市長ですよ。例えばこれを7,000万円にするとか、1億
円にするとか、これははっきりまだわかりません。課長も100万円とか
という部分を例えば上げるとか。部長になれば当然2,000万~3,000
万円とか。金額的なことを申し上げればそういうことですよ、その金
額的なことばかりでなくて普通の一般文書についてもやはり相当
そういう面があると思っております。

ですので、それらを全部整理して結局そうなると、副市長、部長、次長、課長ここにまた責任が相当入っていくわけですので、職員もその責任を自覚しながら権限を行使していくということになっていかないとうまくないわけです。そういうことを考えているので今、具体的にではこの部分をどうする、ああするというのは、まだもうちょっと今、調整中でありますので今ここでは申し上げられませんけれども、極力権限移譲していこうと。ただ、それで今度は市長が何でも知らなかったなどということはいまうまくないわけですので、一応報告はきちんとある程度はしてもらおうという体制をとってみたいと思っております。

駒形正博君　私が一番期待しているのは、今までの行政運営と違って、副市長、部長制にすることによって市長のそのトップ業とする時間が出来てくるということが一番期待しているのです。その今言った、まだ決まっていないということですが、どうかたちで市長の時間を浮かせる基本的な考え方、それをお聞かせ願いたい。

市長　一番やはり時間制約を受けているのは、各種会合への出席であります。そこを相当副市長にとっても、今、助役、収入役には相当代理をしてもらっていますけれども、それでもだめなのです。ですので、私が出たがり屋な面もあるのかもしれないけれども、それらを例えば福祉関係であれば福祉保健部長がもう相当なところまでいわゆる出席してやるとか、そういうふうでものすごく時間が節約といえますか、私にとっては節約できるなと思っています。その会合部分ですね。

それとあと決裁というのは、これはある意味では別にどうしても昼間しておかなくてもいいわけですので、いよいよになれば夜や休みの日でも行って決裁できますけれども、今は休みすら、土・日になれば2つも3つもということがほとんどでありますのでそういう部分。それから平日でも同じであります、そういうことをきちんと移譲していければ、東京へ1週間くらい行っていても大丈夫だというくらいになるかもわかりませんので、そういう方向を目指してやっていきたいと思っております。

駒形正博君　また1点伺います。今ほどまだ決まっていないということですが、例えば新年度になって、明確に副市長が何千万円までとか、部長が何千万円というのを明確にするつもりがあるのか、大体でいくつもりなのか。もし明確であったら我々にもお知らせ願いたいというふうに思っておりますが、それは出来るでしょうか。

市長　議会中に皆さんにお示しができるかどうかちょっとわかりませんが、当然ですけれども、それは皆さん方にもお示ししなければならないと思っています。総務課長の方からちょっと今経過状況をご報告申し上げます。

総務課長　市長の決裁部分につきまして、一般的な契約行為とかそういう部分につきましては、議会に上程してするもの。議会もの以外につきましては、副市長の決裁で終わらせようという考え方で協議しているところでございます。あと他の部分につきましても、かなり重要な部分以外につきましては、副市長決裁までということ今、考えております。今の助役の決裁の部分につきまして、今の助役決裁部分がかなり上がってきますので、その部分につきまして今度部長のところ以降ろします。課長のところにつきましては、そんなに大き

く変わらないというような考え方で進めているところでございます。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 昼食のため休憩といたします。

休憩後の再開は1時といたします。

(午前11時55分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 予算審議を続行いたします。歳入に対する説明を求めます。

税務課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

議長 歳入に対する質疑を行います。

質疑の際は予算書のページ数を言ってから発言をお願いいたします。

阿部久夫君 1点だけお聞きいたします。市税の滞納のことですが、昨日から一般質問等でこの滞納の問題については多くの議員の方が質問しております。特に和田議員が昨日質問していたのを私は聞いていて、なかなか収納にはものすごく大変なんだというような答弁をしておりました。今のこの今年の不景気、また異常少雪によって非常にこういった滞納がまた増えるのではないかなという予測はしているような気がいたします。

そうしたなか、市もやはりその歳入が入ってこそ市の財政や運営がきちんと成されるのだというふうに普通は皆そう思うのですが、こうして見ますとなかなか滞納の収納率が18パーセントとか9パーセントとだいぶ低くなっているのです。今後市長もまた権限移譲ということで副市長や部局制にして、果たしてこれから収納率がかなり望めるのか。またどのよう
にこの収納率、滞納について、再度あらためてまたここでお聞きしたいと思いますが、よろしく
お願いいたします。

税務課長 お答えをいたします。端的な物言いをするのがいいのか悪いのかというのはありますけれども、端的にお答えをさせていただきますと、上がる余地はあると思っております。というのは、合併した後の若干体制の取り組み方に齟齬があったかどうかというのはちょっと一概に申せませんが、それは私の責任ですが、そう私はスムーズに立ち上がったとは思っておりません。申し訳ないのですがそういうことでございます。

確かに景気の回復も昨日来市長が申し上げているように、都市型では回復しているけれども、地方に及んでいないということも事実でございます。私どものところも法人については改善の兆しが予算書で提案させていただいたように見ておりますが、個人の所得まで及んでいるデータが実はないのでございます。

その中で今の問題もあるのですが、一応下げ止まったということと、あとは本来きちんとやるべきことをやれば上がるはずなのです。ただ、3町の 例えば大和さんはほとんどそ

ういった意味での滞納のスケールの大きいものはなかった。六日町にはあった。塩沢町さんにはあったことはあったけれどもタイプが違います。それぞれ違いに応じて本当はこうあるべきだという一本線をすばっと出せるような体制でスタートすればよろしかったと思いますけれども、私が見るところ、若干それが不十分であったかなということです。

したがって、私も内心、合併して2年半経ったのに、2年も後れ放しかという実は印象はあるのですけれども、最近ようやくこの半年ほどを見ていると預金調査の件数や差し押さえの件数がどんどん文書があがってまいります。したがって、ようやく職員もいわゆるある程度慣れてきまして、本当はシビアにこうやるべきだという意識が浸透してまいりました。決して今までのことはなく、私が言うのも語弊があるのだけれども申しあげさせていただきます。改善をする余地があります。事実他の市では改善をしているところがあるわけですから、それを見習ってやれば当市においてもいつまでも言い訳がましいことを申し上げていなくても、あるいは市長にかばっていただかなくても、そんなにぱかんといっぱい入るとか2倍に上がるということではございませんけれども、よその市並みに上がっていくということは可能だと思っております。以上であります。

阿部久夫君 課長の答弁だと上がる見通しだというようなお答えでした。やはりこうして一般の皆さん方も税金を非常に苦労して納めている方がほとんどだと思っています。何とでも滞納しないように税金だけは納めておかなければ大変だと、ほとんどの方がそれでもって苦労して頑張っているわけでございます。

そうした中でやはりただただ、繰越金が多くなって不納欠損が多くなるようなことになりますと、やはり本当に真剣になって真面目に働いて納めている方が、変な言い方をすればばかを見るようなことのないように、ひとつきちんとした収納を上げていただきたいと、そのように私は今思っています。以上です。

笠原喜一郎君 課長にお聞きをいたしますが、今の滞納のことです。私がちょっと知り合いの方、課長も多分知り合いの方だと思うのですけれども、やはりやりたいという方がいるのですね、滞納整理を。私は、その方にそんな嫌なことをしたいというのはどういうことだと言ったら、やはり職員諸ではだめだと。それはやはりテクニックがあって、そしてその取れないところから取ってくるというその快感というのはという。本当にいるのです。それで、失礼ですけれども税務課長はこの3月に退職されるわけで、ぜひ組んでやりたいなという話をその人はしていたのです、本当に。

だけれども、可能性として今言われたようなことがやはり可能かどうか。非常にこれは個人情報に絡む部分ですので、民間にするというのはどうかなというふうに私はちょっと思ったのですけれども、その方はとにかくやりたいのだと。そういうテクニックを持っている方でなければそれはだめだという言い方をしているのです。多分また課長のところにも行って、茶飲み話の中で、その方は多分しているかと思っておりますけれども、本当にそういうことが可能かどうか。そういうことを考えたことがあるか、これから考えるべきかというその辺をちょっとお聞きをいたします。

税務課長　今のことを正面きって答えるというか・・・もちろん答えますけれども。私が今まで滞納について、収納室長がいるわけですからそれもありましたけれども、整理してお示しすればある程度わかっていたのだけれども、どうしても弁解ととられるからあえて私は滞納のことについてはこれでも控えていたのです。随分弁解がましいことを言ったけれどもこれでも控えていたわけですが。

今、笠原議員のお話も多分私の想像している人かなと思うのですけれども、確かにお話はございました。大変お金を取ることが上手なタイプだろうと思っております。ただ私は、ちょっとこれを言うと言い過ぎかもわかりませんが、本来これだけ職員がいて優秀な職員ということになっているわけだから「やってみせる」ということではないのだろうかというのが私は基本にあるのです。これはあまり言うと役人のくせにということと内部で評判が悪くなることはわかっているのですが、それを言ってきたわけですから。それをやって、10のうち1つでも当たればいいのです。それを10回繰り返せば10発になるのですから、と思って随分やってきましたけれども、どうも私の指導力がなくて力が入らなくて申し訳なかったのですけれども。

それで笠原議員の内容についてはこういうことです。本来ならばそういう話はあるけれども、また手法が違うと思うのです。昨日来、議論があるように、本来、役人は自力執行権がある、これは最大のポイントです。ただしそれは弱点があるのです。必ず毎年、資産の無い者に対しても税額が発生して、なおかつ個人債務の保証をとれないのです。金融機関は取れるのです。私は私どもの弱点はそこだと思っております。

それでもなおかつ現行がある。なぜかと申しますと昨日来話があったように、本来倒産していただいて、前の税金をちゃらにしても入れ替わって経営ができて税金があがるから、それで済むはずだったのです。ところがそういう時代ではなくて、つぶしたって後の資産が生きないと。これだから私どもは弱みになっていると思うのです。

そうしてくると、私どもの強みのいわゆる徴収権力が、少なくとも現在の南魚沼市も一番のポイントを使えないところがネックでございますが、ただではそこで、他の方法がないのかということなのです。私は非常に怖いと思うのは、固定資産税なりあまりに額の大きい億単位の滞納にびびってしまって、肝心の細かいやれば取れるところまで萎縮するというのが怖いのです。それがまずいわけですので、そのところを徹底的にやるべきだということを私は本来収納に伝えるべきだったと思うし、何で伝わらなかったかという思いはあるのですが、それはそれとして私の能力のあれなのですけれども。今後それは伝わると思うから、昨日、市長が申し上げたように、収税と課税は相互応援するのだと。大変ご批判もあると思うけれども繁閑の差をなくして、なおかつトータルでやればいけるはずだと。

それともうひとつは、取れないものにこだわるなど。極端にいえば倒産してどうにもならない会社はさっさとはいりませんけれども、取れる可能性がわずかでもあればそれは執着する。ただし、倒産となれば不能欠損してしまえばいいのです、分母を。分母を落としていいと思うのです。それでやって、本来これは入り口だから徹底的に絨毯攻撃でやると。それが

ら抜けたものをプロ集団が扱うというようなシステムにすれば私は可能だと思うし、ようやく南魚沼市も、長岡、新潟とまではいきませんが、お金をかけて税理士さんをちょっと余計ですねやって応援団にもらうとかすれば、決しておどるものではないと思っていますので、その方向でやらせていただくのが本筋だと思っていますので。実は笠原議員のお話にあつたこともその辺の話を伺いましたけれども、その前にやることをやって、だめなら次の手を繰出すという方法が妥当だろうと思っています。ちょっとしゃべり過ぎて申し訳ございません。

笠原喜一郎君　今までもそういうふうやってきたというふうには思っているのです。またそうでなくてはならないわけですから、これだけ大変なことです。ただ、言われたように本当に結果としては、やはりあまり上がってきていないわけですし、また毎年、毎年滞納が増えていることもまたあるわけです。

先ほど言ったように、県段階とかというのはやはりあるのですね、そういう組織を作つてということは、今、言われたように、本当にやりたい、そういう気持ちを持っている方もいるわけで、それをすぐどうこうということはありませんけれども、本当にやはりいろいろな可能性というか手段を講じてそのことに私は取り組んでいただきたいと。また退職されますけれども、きちんと伝えてそのことについて検討を願いたいと思っています。

峠　桂一君　今のことに関連して質問をさせていただきます。今、阿部議員もそれから笠原議員も滞納についてのお話していただきました。まさに今、課長が言われたようにその辺は頑張りたいと思うのですが、この市税についてこれは市長に聞いてみたいのですけれども、市の財政は非常に厳しいということでございます。確かにそのとおりなのでございますが、私はやはりそれと同じく市民の家計も非常に今、厳しいのではないかと、こう思っているのです。

確かに滞納は税の不公平から言って、徴収はしていただかなければなりませんけれども、市のところの家計が非常に厳しい状態ではないかと思っています。施政方針で、国内景気は、回復基調が続いていると言われるけれども、個人所得への波及効果については未だ不透明な状態であるといわれております。まさにそのとおりであると私は思っているのです。

特に今年は異常少雪でスキー場関係、関連、それから観光関連産業、特にスキー場は市内で11も控えているところございまして、一市が11もスキー場を持っているところはそれは私はないと思うのです。これに関わっている季節従業員、その数は市内で相当いるわけです。除雪業者は厳しいと言われましたけれども、それはわかります。それ以上に非常に多くの従業員が携わっている中で1カ月早く、早い話が雇用を解除されてしまったというのが本当に多くいるわけございまして、予定をした収入が随分と減ってしまったと。俺はもう1カ月も早く首を切られてしまった、ということでがっかりしている声が多く聞かれます。

そういうことでお聞きしますけれども、99パーセントの収納率をここに見積もっておられます。その後、非常に厳しいなか、しかし税というものは決められたことですからそういうことに関係なく当然徴収していかなければ市は成り立たないわけですから、そういうふう

にしてそれを減額とか、ちょっと下げた方がいいのではないかとすることは私は言っていないけれども、その辺についても市民の感情というものをいかに市長は考えておられるのか。その辺をお聞きいたします。

もうひとつ、関連と言って他のをもうひとつお願いいたしますけれども、28ページ、29ページの土木使用料の件でございます。これはまさに今のものと私は深い関連があると思うのですが、土木使用料のなかの道路占用料。これにつきましても、これは国の施行令にしたがって市はやっているのだからやむを得ないこととは思いますが、思いますが、やはり観光が大事な産業としてやっているわが市にとって、道路占用料があまりにも高すぎるのではないかと私は思っております。

ここに資料を持っておりますけれども、おのおのが六日町、大和町、塩沢町時代に比べて、市になって4倍にはね上がっているのです。4倍の使用料をとっている。やはりこれは道路占用で、例えばスキー関係の看板を立てる用地を借りているとか、あるいは駐車場や何かで借りているところもあるかも知れませんが、このスキー場が非常に大変なときに4倍もの料金をはね上げて徴収をしていると。いくら国の施行令とはいっても、この辺はやはりちょっと考えていくべきではないかと私は思っているのですけれども、お願いいたします。

市長 前段の個人市民税の関係であります。実情は十分理解しておりますし、大変であります。この収納率99パーセントというのはずっと個人市民税については、それこそ皆さん方が努力をいただいてこういうふうにならしていただいておりますので、そういうふうにあげておりますが、状況によっては本当に今年度は払えないという方が出るのかもわかりません。それらは十分、これだけのやはり異常少雪ということに起因するものであれば、それはいいとは言いませんけれども、理解は示さなければならぬという思いであります。この99パーセントはそういうことで、特に上がっているということではありませんし、一般の市民の皆さんも大体こういう状況でありますので、例年どおり計上させていただいたということになります。

占用料の方は、これは観光関係ではないでしょう。ちょっとでは建設課長。

建設課長 今ほどの占用料の件でございますけれども、峠議員さんも確か資料をお持ちだと思いますが、道路法の施行例で定めてありまして東京都の特別区、それから政令指定都市はひとつの料金設定があります。それからそれを除く市についてもまた料金設定があります。それから町、村もまた分けて料金設定がありまして、3つに分けてとっているということです。

それで、町、村から今度は市になりますと、峠さんが言われましたように大幅に上がりまして、4倍に上がるという状況でございますので、確かに今まで納めていた方から見れば相当上がったなという感覚になると思います。占用のちょうど今、切り替え時が来ていると思うのです。それで確か金額が上がってびっくりされたと思うのですが。

ただ、観光関連は確かに厳しいことはわかりますけれども、だからといって他にいろいろな看板等がある中で、それだけを特別に減免ということもなかなか難しい状況だと思います。

今現在はその辺の事情を話をしながら、ご理解を得ながらその書き換えの事務を進めているという状況でございます。何か特別の状況があればまたそれで考えられると思いますが、そんな状況でございます。

峠 桂一君 先ほどの市税についての市長の考えはわかりました。

道路占用料につきましても、やはり今年の予算はこれはもう私はこれではしょうがないと思っておりますけれども、こういったものはやはり市として観光業、そういったものを伸ばしていく、そして市の道路を有効に使っていく観点からも考えていただきたいなと思うのです。つまり、例えばの話、使用料がJRは非常に高かったのです。JR線路の法を使っているとか、あるいはこれは道路占用ではないですけれども湯沢の駅の構内を使って看板をあげているとか、そういったものが高すぎてこの不景気にはとても支払いは無理だということで、止めた人が増えた。今は湯沢の駅構内はそういった個人であげているのはほとんどなくなったと思います。そういうように、やはり道路の市の用地を有効に使っていただくためにも、そういったことはひとつこれから考えていっていただきたいなと思うのです。以上です。

牛木芳雄君 具体的なことを2点ほど伺いをしたいと思います。まず1点が18ページ、19ページ。固定資産税の中で償却資産がありますね。実は今回、農業者に償却資産の届けをしるという案内文書が12月の暮れの頃来たのです。これは償却資産は税金を払わなくてはならない。これは当然でありますし、私も一般質問の中であらゆるところからお金をあげるといふような主張をしていたわけでした、何ら差し支えのないことであります。

ありますが、実はこの間、認定農業者の会がありまして、そこで皆さんが異口同音に「おい、突然来た」と。これは何だかわからないという話があったのです。皆さんに話を聞いてみると、やはり払わないのではないのだと。固定資産税として払わないのではないのだ。ただ、全く説明やお知らせのないままに来たものだから、これは説明責任がないのではないかというふうな話でした。私もまさにそのとおりでありました。聞いたら、130人くらいでしょうか、1,000万円以上の売り上げのある農家の皆さんに今年から課したということがあります。この説明についてちょっと経過をお知らせいただきたい。

もう1点、21ページであります。入湯税。毎年、毎年、予算や決算になるとこの入湯税について議論があるわけですが、本来は滞納なんてあってはならない税金です。利用する皆さん方から預かった税金を市に納めなければならない。そういうわけですから、あってはならないのですけれども依然としてあるわけです。

これは33万人分を計上していますけれども、これはやはり先ほどの話ではありませんけれども、100パーセントの収納ということを考えているのか。あるいは滞納繰越が100万円計上されていますけれども、これはあれでしょうか、毎年、毎年、決まった業者さんになるのか。あるいは年々違う方々が入れかわり立ちかわりというふうになっているのか。この辺のことも聞かせていただきたいと思います。

税務課長 前段の償却資産については、認定農家の方にそういう受け止め方があったとすれば、不親切な部分があったということでお詫びをしなければならないかと思えます。税

務課サイドの発想でいきますというと、今年から全ての建て前は農業収支決算でやりなさいということであります。それで、市では昨年議会でもお話が出ましたけれども、大体100万円前後、私どもから見て収入があるようであれば収支でお願いするというスタンスで、事前に11月から1月にかけてやり取りをさせていただきました。いわゆる従来の経費目安でやった方々の、いきなり変動してもいけないものですから、大体4,000人くらいが対象だったうち、その結果ふるいわけという表現があれですけども、なから5反歩未満、100万円程度の収入か以下の方は事情聴取させていただいて、この方であれば所得はゼロだとか、あるいは貴方がこうしたのならばこういう申告の仕方をすると、アンケート方式でやりましたので、その方から大体の経費の計算とおおまかな所得の内容を教えていただいたというのはいかがでしょうか。

その結果、収支に回った方、いわゆるちゃんと帳簿をつけている人で本来ならば収支計算でやる方に回った方が、大体1,000人おられたわけです。問題は農業認定者の方であればその中のなおかつ、かなり上位にランクされるということでございますけれども、大体私どもの手元にある資料ですと、収支計算の該当がおそらく厳密に言えば5,000くらいは本当はあるはずですけども、4,000くらい落としましたからおそらく1,000くらいあり得ると思っております。それはもちろん認定農業者の対象にならないような方も含めてでございますけれども、そういう概念が頭にあるものですから。どうしても従来、収支計算をちゃんとやったりしている方であれば、これはやればわかるはずだということを出してしまったという可能性があるのだけれども、振り返ってみますと、従来、償却資産をお届けになった方の人数が農業関係だけであれば100人いなかったと。おそらく10、20という単位だったと聞いております。その点を考えますとちょっとうかつだったと思しますので、その点はお詫びいたします。

ただ、牛木議員からご指摘がありましたように、本来、収支に変わる以上は税務サイドの考え方は、収支計算で経費を落としながら、償却資産の申告が出ないなんて考えられないというスタンスがありました。そこらの税務署のやり取りの中で向こうが言われたことを私どもは十分咀嚼をしない段階でやったかと思っておりますけれども、もう一段これについてはご理解いただけるように。私どももいきなり1年目から1,000万円といえればかなりでございますけれども必ずしも法人とは限りませんし、厳密ないわゆる経理関係に精通している方がいるとは限りませんので、今言ったように振り返りまして今後この方式の普及については努めてまいりたいと。こういうふうにとりあえずご説明申し上げてご容赦を願いたいと思っております。

後段の入湯税の件でございますが、入湯税につきましては端的に申しますと、1社ないしは2社であります。昨年まで1社だったのですけれども、どうも最近たまにといいますかちょっと滞りがちな1社が増えまして、2社であります。

おっしゃるように入湯税そのものは預かり金でございますから、あってはならないことでありまして実は差し押さえさせていただきました。預金の差し押さえであります。その結果

やはり効果はてきめんでありまして、相手に悪意があったとは申しませんけれども相手も油断しておったと思うのですけれども、やはり厳密にやって営業に差し支えるところまで踏み込まなければ、やはり慣れてしまうという納めていただけないので、多少あこぎな方法でもって言うまくなのですが、相手の嫌がる方法を使うのも税務課の仕事でございますので、にこにこしながらちゃんともらうものはもらうという態度で臨みたいと思っております。

牛木芳雄君 課長、勘違いしないでいただきたいのです。私は償却資産について税を払うのは嫌だとかそんなことは全く言っていないです。それは農業者の皆さんも当然経費で落としているわけですから、それは払うのは当たり前。ただ、先ほど言ったように啓蒙がなかった。今、目安割合から収支に変わりましたね。これは何年も前から皆さんに、こう周知、周知をしていって、やっとしていって変わった。これはもう課税側の皆さんの努力を私は評価するわけです。

でも、この償却資産の場合は、今、課長が言いましたけれども農家の皆さんでやはりそういう認識がなかった。突然来たものですから、びっくりした人が大勢いたと思うのです。私も見てみたら、今、1階から2階に上がる階段の踊り場にポスターが1枚貼ってあります。それきりですよ、そうです。そういうことですから、やはりこの周知がうまくなかったのかなというふうな気がしています。

今後、今度たてまえ的にはほとんどの皆さんが収支計算をするわけですから、ということはいよいよ減価償却費の計算をする。ということはもうこれはつかめるわけですから。これから先、もっとずっと売り上げ金額を落としていくつもりか、当面、1,000万円規模の皆さんでいくつもりか。これをお聞きしたいというふうに思っています。

それから入湯税のことでありますが、今、最後に課長言いましたけれどもなかなか 収納対策であります、どこの市だったでしょうか、法的手段に訴えたという、そうしたらすぐ取れたという話ですけれども。給食費の未納問題もいっぱいあるわけです。裁判所に調停を申し立てたらものすごくどんと給食費を払ったという、そういう事例もあるわけです。いろいろな手を使いながら、やはり収納をあげていくということも大切なことではないかなというふうに思っています。その最初の1点をお願いいたします。

税務課長 お話しにありました件、実は私ども頭が痛い部分があるのです。私どもの償却資産の圧倒的に多い収入はNTT、JRという大所なんです。個人の事業者の方はもちろんいっぱいおられて、そこからも大変いただくわけけれども、その数は2,000なのです。それに比べると実は農業者というのは、トラクターや大きなものを持っていらっしゃる方はもちろんこれは大変なポイントなのだけれども、洗っても実は 洗ってもという言い方はうまくない きちんと把握してもなかなか努力の割には収入に結びつかない面があるので、1,000万円からどこまで下げるかというのは、実は頭が痛いのです。

ただ、下げないというと「何で俺のところから取ってあこで取らない」ということになるわけで、そこらはちょっと頭が痛いものですから考えさせていただきますけれども、まあ言

っては何だけれども1,000万円という金額は固定できないけれども、どこまで下げられるかというのはちょっと心細い状態で、ちょっと考える時間をいただきたいのでございます。以上でございます。

牛木芳雄君　ありがとうございます。税の公平性というところがあります。今は農業者は1,000万円からということで線を聞きましたけれども、例えば商業を営む方々、あるいは飲み屋さん、あるいは食堂の皆さん方。こういう皆さん方は全部いただいているのでしよう。それはどうですか。そこらあたりをやはり曖昧にしておくと、商人をバックにして出られた議員の方も前にあったわけですが、そういう方々からは「おい、百姓諸ばかり優遇だな」というふうな声を聞いたのです。それもありますから、やはりそこらあたりは市としてきちんと整合性をもって、私は毅然たる態度で臨むことも重要ではないかなというふうに思っていますが、他の業種の方々の状況をちょっとお聞かせください。

税務課長　皆ご存知で聞いていらっしゃるような気がしなくてもありませんけれども、実はその点も、いわゆる申告制度の隘路だと思うのです。こう言っては弁解になってしまうのでまあうまくないのですけれども、おっしゃるとおりでありまして本来実地調査をすべきであります。ただ、私は実地調査でなくても次の決め手になるのは、これからは税務署に行くべきだと思っております。税務署のデータの開示がそろそろできるようになったというように決まっておりますので、今後私もは税務署と連携して、今言った不公平をなるべく解消するような指導を考えてまいりますので、具体的に調査をするということについて、若干私は今ここでお答えできませんけれども、おっしゃることを踏まえてやらせていただきたいと思っております。

若井達男君　2点ほどお願いします。25ページですが、これは財政課長の当然の分野となりますが、交付税の問題です。前年比ならし1.01パーセントの伸びくらいというようなことだと思いますが、これは当初はこの交付税算定の方式が変わるということで大変心配されたわけですね、減ってくるのではないかというようなことで。ところが、県にしてみても、市町村にしてみてもこの急激なそのショックは大変だというようなことで、激変緩和されておるといことです。これはこの19年度についてはひとつの餡だとはそのように考えておりますが、それ以降は財政課長、どのような見方をされておりますか。それをひとつ1点、お聞かせください。

あわせて、29ページになります。先ほどこれは午前中にも建設課長の方から占用についての条例一部改正があったわけですが、また今ほどは峠議員の方からもありました。この市のそういった占有はそれでいいわけですが、国有財産、当時の青線・赤線、それらは平成12年から譲与申請に基づいてほとんどの自治体にこれは戻ってきておると。そういう中にやはり水路、水面占用、やはり赤線の占用等があって、これも占用料金が課されておるわけですがその取り扱いは今どのようになっておりますか。それをひとつ1点お聞かせください。

財政課長　ご質問の最初の点でございますが交付税でございます。ご質問のように新型交付税ということで、新たな視点で交付税をはじくということで国の方から指示がありまし

て、何回か新型交付税の国の示した手段で計算してみました。最初は若干増えるだろうというあれだったのですが、やっていく中、何回かする中で、大体ほとんどとんとん、ほんのわずかちょっと増えるというような程度でございます。

ただ、19年度の場合は全体の交付税のなかの10パーセント程度を新型交付税に移行するということでございます。したがって19年度はそう大きな差は出ないということなのですが、ただその後、新型交付税の導入の割合は増やしていくということなのですが、ご案内のように今、交付税の中身というのがわかる人がいないくらいものすごく複雑になっています。

先般、去年でしたか県の財政課長さんがおいでになって講演会をしたときに、県の財政課長さんも県自体もなかなか交付税の試算ができないというようなことをおっしゃっていたのです。そのところだけちょっと我々も同じだなと思って記憶だけしていたのですけれども、そういうような状況で、なかなかどこでも交付税の計算が難しいというような状況ですので、それを打破するために新型交付税ということで、人口と面積、わかりやすい数値に置き換えていくというようなことですので、出入りがなければ私どもはかえって歓迎したいという状況ですが、やっていって減るようなことであればやはり私どももまた反対をしたいと、こう思っているわけでありまして。そんな状況でございます。

建設課長　　いわゆる赤線・青線の使用料のことでございますけれども、市に譲与を受ける以前から公共物管理条例というのが定めてありまして、それに基づいて占用料をいただいております。額の細かいことは今ちょっと資料がありませんので、ご容赦いただきたいと思っておりますけれども、その条例に基づいていただいているということでございます。

若井達男君　　確かに交付税算定は、今年19年度につきましては交付税のうち10パーセントというものについての新たなる算定で出されていると。これがやはり心配されるのは、今は交付税が17兆円くらいでしょうか。そのうちの20パーセント、30パーセントとなったものが、その人口割合、面積割合で出されていくというふうになったとき、まさにこの財政力の弱い地方自治がどういうふうになるか。全くこれは先を見ない中ですが、一番心配されることだと思います。

そういったことで、市長、今度は取り組む姿勢だと思っておりますが、こういったところはやはり市長会、これは全国から始まってそれぞれの地区、地域であろうかと思っておりますし、またこれは6団体、そういった中に議長会もあるわけです。そういったところでのこういった取り組み等の会議では話は当然出ていると思っております。その辺についてのそういうことに向かうのは、多分間違いないと私は思っておりますので、10パーセント、20パーセントに向かう、飽からムチへと変わってくるというふうに考えておりますが。その辺は市長の今後の方向としてはどういったお考えを持っておられるかひとつお聞かせください。

それと、使用料です。青線・赤線の使用料、これは今までですと県の財務の方に入っておったのではないかという気がしていたのですが、今で言うなら整備部の取り扱いで、そして納付は財務事務所の方から3年に1度、今は5年になっているかどうか。そういったかたち

で来ておったかと思うのですから、当然そのときはまだまだ譲与申請が、譲与が全部済んでいないというような段階だったということでそれはそれでいいと思うのですが、今この段階で多分、12年から5年かけて16年で終了しているわけなもので、そういった中の占用が果たしてどういうふうになっておったかということが、ちょっと気になっておったもので質問させていただきました。その点、またもしおわかりでしたらお願いします。

市長 この新型交付税につきましては、導入という話の出た際、県の市長会、あるいは全国市長会の中でもいわゆる弱小の地方の市に、あるいは町村に厳しい内容になるようなことは絶対避けなければならないという全体的な意見はあったわけでありまして。しかし、新潟県もこの間ぱっと見ましたら、若干ずつですけれども増えたり減ったり。個々になりますと、増えている方はやはりこれでいけとか、減る方はこれは困るとかそういう話になりますので個々の話はいたしません、要は都市だけがまた優遇をされて、焼け太りとは言いませんけれど、太っていく。地方は益々衰弱していくということだけは絶対避けなければならない。この1点は全国市長会でも、県の市長会でも共通事項でありますので、そういう中で私たち地方がどう生き残るかということでありまして。

これは今、財政課長が触れましたように、若干、400万円だったかという部分は出ております。これがではもっともっと全面的導入になったときどうなるかというのはちょっと予測が付きませんが、そう不利になることではないなという気はしていますが、気を緩めずにきちんとした対応をしていきたいと思っております。

建設課長 公共物管理条例に基づく使用料の徴収の件についてでございますけれども、平成12年の地方分権一括法で譲与を受けてからは、その公共物管理条例に基づいて市の方でいただいているはずで、もし間違っていたら、後で訂正させてもらいますけれども、そんなことですが、よろしくをお願いします。

議長 あと、質疑何人予定していますか。

笹木信治君 今の交付税のことで実はお聞きしようと思ったわけでありまして。若井議員の方から説明していただきましてだいぶわかりましたが、もう1点、ちょっと疑問が残りますのでお聞きします。今年の場合ですと、昨年に比べて約2億円くらい減っているということですが、一方で市税は増税によって増えているわけですね。したがってこの図式からいけば国が減らした分を市民が背負ったというふうに考えていいのかどうか、ひとつお聞きしたい。

それから本来的な意味で言えば、交付税は基準財政需要額、その市で必要とする金のうち自主財源で賄われないものを本当は充当するというのが交付税の役割ですから、その根底がおかしくなっているから困ったことになっているのだと思います。そういう観点で見た場合、今年の交付税が南魚沼市の財政の中で果たしてどれだけの役割を果たしているかということですね。そういう自主財源に足らざるところを補っているというかたちになっているのかどうか。そこをひとつお聞かせ願いたい。

それから新型交付税、面積と人口による割り方、これを10パーセントということであり

ますが、このことにその10パーセント繰り込むことによって減額されたのかどうか。あるいは増えたのかどうかというのは、財政課長は計算が難しくて皆わからないと言っていましたけれども、ひとつ増えているのか、減っているのかそこをお聞かせ願いたいと思います。その点、私はこの問題は、一番のポイントはやはり国が減らした分を市民が背負っているのかというところがわかりたいのです。これは私、これから市民の皆さんにそういう話もしなければならぬので、そこをひとつ。

財政課長　それでは交付税のことでございます。最初に市の中でどれだけ交付税があれを占めているかということなのですが、施政方針の15ページの中に資料を入れておきました。地方交付税85億9,000万円でございますけれども、歳入の全体の30.5パーセントを占めております。したがって、市税が28.8でございますので、そうした部分では市税と乙甲の部分は国からいただいているという状況になっています。市税の方もかなり滞納整理とかいろいろなことで努力をしながらやっとこれだけなのですが、こちらの方は計算の努力はあるにしても、本当に国からもらうだけの金額です。私どもとしてはありがたい金額であるということでございます。

ただ、これが今後の見通しということになりますとどんどん減らされているというのが三位一体改革の流れのなかからずっと来ていまして、実は今年度も国全体では4.4パーセントの減でございます。その中で私どもの予算計上をしたのが、ご質問にもありましたように全体的に特交も含めるとマイナス1.9。普通交付税だけですとプラスの1.3で組み合わせてもらっています。これは前年の当初同士の比較でございますのでそういうことなのですが、前年度の決算見込みをすればマイナス2.5でございます。

全体で4.4減るところを私どもは2.5しか減らしておりませんので、そういう部分ではかなり強気に見ているということですし、私どもがよりどころにしているのは、今まで合併特例債やら地方債という交付税で参入されるそういう起債を大量に活用してきたということで、たまたま合併振興基金も24億円だかの造成をしましたので、全額もう基金でその70パーセントはこの交付税で入るという前提のうえで、4.4パーセント減るところを2.5パーセント減でとどめて計上させてもらっているというような状況でございます。

質問が何点かあったのですが、この辺で大体網羅しているかと思うのですが、そういうことでお願いします。

新型交付税につきましては、先ほど市長の方からもお答えがありましたように、試算したら400万円くらい増えることになったのですが、これはあくまでも国の方が示した計算でやったらそうなったということで、この部分で19年度の交付税をはじいてそれが約束されている部分ではございません。その時点になってまたどういう係数に入れられるのかというのは全くわかりません。多分またいじってくるはずですよ。

そうなってくると、市長が言いましたように、それが大きく崩れるということはないのですが、たまたまその全体の1割部分だけの19年度の導入ですので、どちらに転んでもそう19年度は大きい影響は出ないということでございます。

笛木信治君　　そこで心配されるのは、いわゆる償還金のことです。当然国や県が持つ部分があるわけですが、その部分が交付税措置をされるということですからずっとやってきているわけです。いろいろな事業全部そうですけれども、それがきちんと保証されているかどうかというのは、これから本当に自治体運営に大変な問題であると思うのです。こうやって毎年2億円、3億円というような減らされ方をしていって、果たしてそのことがきちんとやっていけるのかどうかというのが心配されるのですけれども、そういう点で今年あたり例えば償還予定の交付税措置の分について、影響が出るというようなことは心配ありませんか。あるいはあるのか、ないのかというあたり。難しい数字をあまり並べると私も数字は苦手です。のでわかりませんが、そこら辺、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

財政課長　　これはもう前から交付税については申し上げていますが、そうした部分で国が約束して交付税参入するというのは参入しますが、それ以外に今度は消防費だとか、土木費だとかいろいろなところの部分が反対にはじき出されますので、トータルとしては、こちらで参入になるので得をするというような状況にはなっていないのが実情です。心配があるか、ないかと言えば、私どもとしてはかなり心配をしているところでございます。

寺口友彦君　　指名していただきましてありがとうございます。まず1款1項、市民税についてであります。個人市民税であります。納税者数が昨年度に比べまして若干増えていると。しかしながら、課税標準額の方は若干昨年比べて減っているという状況であります。個人所得が落ちているという証拠だと思いますが、一方その下の法人市民税を見ますと、課税標準額を見ますと相当伸びがある。平成18年度において法人市民税が8,000万円くらい増だということとなっております。この法人を見ますと、7号から9号までの法人で約85パーセント。ようするに市内の業者を見ますと、中小零細という失礼にあたりますが、85パーセントの企業であるというわけです。

そうすると、市の景気対策としては一体どこをねらっていくのかという部分が出るわけです。市税の確保ということになれば、法人税が当然増になるであろうというわけですが、市の景気対策としては一体どこの部分を狙っていくのかというところをお答え願いたい。

もうひとつは56～57ページの市債であります。昨年12月に出了た公債費負担の適正化計画によりますと、平成19年度の新規発行であります。一般会計22億円という計画であります。しかしながら、先ほど財政課長がおっしゃいましたように町づくり交付金、これは目一杯出していくというかたちで総額は29億円ということになります。

そうしますと町づくり交付金の方が国が認めていただけなかったという場合について、今年度考えている事業については通常債で対応したいということですが、この適正化計画とあわせても7億円くらいの差があるわけです。そうすると実質的に通常債で行うとしても、翌年度に今度はものすごく負担が来るであろうということが予想されるわけです。そうすれば19年度から21年度にかけての総合計画の実施計画に載っている事業については、当然見直しが入るだろうし、繰り延べになるかあるいは完全になくなるかというような部分もあるわけですが、そこら辺はどのようにお考えなのか、以上2点です。

市長 景気対策というふうに銘を打ってということは今、特にその部分。全体的が景気対策でありますから。当然ですけれども、市内に一番多い業界、建設業界も含めてですがそういうところに目を向けなければ、例えば大型の部分だけやっていたってどうなるわけでもありません。法人のこれから見てですね。ですから当然ですけれども中小、失礼ですけれども零細、そういう皆さん方からやはり元気を出してもらわなければだめだと、そういう観点であります。

それから起債の方ですけれども、何度も言うのですけれども、これは若干増えておりますのは社会教育の部分の借換債、これは約4億円あるわけです。ですからトータルでは22億円だかのものが29億円になっておりますけれども、そういうものではないということをひとつご理解いただきたいのです。これは全く行って来いの借換債ですから。実質的にこれで今後どうなる、あなるということではありませんのでそれを引いていただければ、そう今、議員からご心配いただきたいようなことには及ばないと。

牧野 晶君 年がら年中言っていることなのですが、23ページの都市計画税についてまず1点。一般質問の中で話し合いになっていくが、都市計画税について見直しを考えていきたい。あるいは下水道に対して、下水道が終わったので云々という説明があったわけですが。それと同時に、都市計画税の見直しを今後、上げる、下げる、そのままというのを1回議論していくというのをこの間の都市計画審議会の中でも言ったのですが。考え方として、ちょっと市長の市政としてお聞きしたいのは、都市計画事業の例えば負担を減らしたから、税率を変えたからその分仕事も減らすんだというふうな考えでいられると、ちょっと違うのではないのかなと思うのでその点について確認をしたい。

もう1点が53ページ。駅前ショッピングセンター借地料。真ん中のちょっと下、175万6,000円。これについてなのですけれども、これは満額、要は100パーセントであげてあるのか。これについて満額もらっているのか。

それとせっかくなのでこの機会にララについて言わせていただければ、昨日とか一昨日、ララにもっと人を配置すべきではないかというふうな言い方もあったり、もっと深く関わっていくべきではないかという一般質問が何人かから出されたわけです。私はやはり自分でいろいろ、例えば自分の会社経営をしていた場合に、役所の方が監査で入ってきたとか、人が入ってきたなどということになると、最後けつは役所が持ってくれるのだなというふうな甘えになってしまうとやはり私は自分でも思う。経営者として甘いなんていうふうに言われるかもしれないですけれども、そういうふうな観点が出てくると思うので、私は昨日、一昨日とかいろいろ話されていた方と逆に、きっぱりと手を退いていくべきではないかというふうに思うのです。要は人の配置というのは引き上げるべきというふうに思うのですが、その点についてもお願いします。

市長 都市計画税についてでありますけれども、23ページで都市計画税の充当先というのが書いてあります。これを見ますと、もうこれから事業にあてていくというのが1,700万円と下水道事業の繰出金で3,100万円、あとは償還分とこういうことになっ

ています。ですので、いわゆる都市計画税そのものをもって都市計画事業をやっていくという部分というのは相当薄れてきたという、そういう認識です。

だからいわゆる下水道事業をやめるとかそういうことではないですよ。特定の地域の皆さん方にこの賦課をしているという意義は昔はあったのです。昔はそういう地域でなければ下水道事業もできなかったし、今でもそうですけれども公園はできなかった。いわゆる都市計画事業ができなかったわけですけれども、今は都市計画事業に代わって、それぞれまちのその生活資本、整備部分というのは相当それぞれの事業でできるようになってきていますので、何も都市計画事業でなくてもやれるという部分がいっぱい出てきた。ですから、都市計画税そのものについては見直しをかけて行きたいということです、行きたい。

ただ、1億4,000万円からのやはり歳入でありますから、それを捨てて、では一般の方からまた皆さん、全部この都市計画税の今までやったことについても債務を負担してくださいということになり得るかどうかが、そこがひとつの隘路であります。もし、都市計画税を止めるということであれば、やはり固定資産税を上げなければならない。そういう思いです。ただ、まだどこまで踏み込むかわかりません。そういう方向で行くのかどうなのかも含めて、また都市計画審議会の皆さんとか、当然ですけれども議会の皆さん、あるいは市民の皆さん方に相談をかけながらやっていこうと思っております。

これを例えば止めたから都市計画事業、その下水道事業の進行具合が鈍って、下水道事業が遅くなるとか、そういうことをするつもりはありません。

ララの件ですけれども、牧野さんはやっとな私と同じ考えになってもらったそうですが、そう思いまして、前から取締役といいますかそれを一応、助役であった者を引き上げた という言葉はおかしいですけれども、そういうことであります。

ただ、監査部分、これはやはりある程度必要だろうと思っております。監査ですから。ついているからというそういう言い方はもう一切しないことにして、中沢議員と相当のやり取りを関係者のいる前でもやったわけですので、決して市が後ろについているからなんてことは考えてもらっては困るということは言っているわけですから。

監査そのものは要望もされると思いますし、やはり市としても3億円からの出資をしていれば、何らかのかたちでその内容はわからないとまずいという部分もありますので、監査員がいいかどうかは別にして、そういう面でその経営に加担するといいますか、そういう方向でなくて、監視するというそういう方向で見守っていきたいと思っております。

牧野 晶君 ララについてはわかったような、わからないような。基本はわかったのであれなのですが。ちょっと後ろの野次についてはちょっと違う点があるので本当は答えたいですけれども、それをやるときりがないので。

都市計画について、先ほどから下水道、下水道というのを連発しているのですけれども、下水道だけではなくて、道も期待してというのがあられるわけです。そちらの方の答えがなかったので、そちらの方。他の事業でという意味で言われていたのかも知れないですけれども、もう1回、そこだけお願いします。

市長 下水道にこだわっているわけではありませんで、当然街路も含めた都市計画事業、それぞれ計画があるわけですからこの都市計画税を止めたからそれも止めたなどということはいたしません。

関 昭夫君 細かいことを3点お聞きしたいと思います。まず市税の関係ですが、先ほど来の中で、税務課長の方で制度上の欠陥とは言わないけれども、制度上どうしてもできない部分があるとかそういう話もありました。逆に滞納がどうしても発生しているという現況を考えると、その滞納を防止するといふかなくする方策を。これは市だけで考えるというわけにはいきません。市の制度で何かができるということではないと思いますので、ただ、直接現場に携わる市の方から、やはり県、あるいは県も当然同じわけですから、やはり制度として変えていくような方向で上にあげていくようなことは考えていないのかどうなのか。

例として言えば、微々たるものかもしれませんが、軽自動車税でも滞納があるわけです。税を納めていないと車検が取れないはずなのにそういうふうになっている。これは納める方にすれば非常にきつい話かもしれませんが、例えば先取り 車検のために次の車検までの分を先取りしてしまうような方策をとれば解決する話です。ただ、これがいいか悪いかは別の話です。もっと違う方法だってあるかもしれませんが、やはりそういうことをお考えになっているかどうか。またそういうのを積極的に発信しているのかどうなのか。そこを1点お聞きしたいと思います。

それから26～27ページ、分担金負担金の関係で、1項2目、土木費の分担金の関係ですが、この中に融雪施設維持費分担金。これは多分消雪パイプの電気料の分担ではないかなと思っっているのですが。機械除雪の方でも路線の見直しに非常に難儀をしているという話を聞いていますが、機械除雪の方で今後分担金なり何なりを取っていこうという気があるかどうか。どういうお考えを持っているか。その辺もお聞きをしたいと思います。

それから28～29ページ。これは細かい話なのですが、同じく使用料、手数料の関係で1項の2目、衛生使用料の中に環境衛生センターの付属施設、金城の里の料金の分が入っています。1回300円という部分については決して高いとか、安いとかというふうには感じていないのですが、おそらく料金の見直しはなされていないで回数券だとか何かで行くと1回210円になっているのではないかなと。それが引き続いているのではないかなと思いますが、民業圧迫になっているような気がしているのです。最初のうちは結構いろいろな話があったのですけれどもその後は諦めているのかどうなのか、ぶつぶつという話は聞きますが大きな声になってこなかったという部分もあります。

しかし、入湯税なども減免しての料金設定なわけです。民間ではこの方たちは入湯税まで払って料金設定をせざるを得ないという中で、その300円の1回300円の部分についてはさほど変ではないなという気がしているのですが、回数券にすると210円になっておそらく銭湯より安いのではないかという気がします。その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

市長 環境衛生センターの付属施設の方ですけれども、料金設定をする際、当時

はまだ連合でありましたので、当時の塩沢町長、湯沢、そして私どもと一応相談をさせていただいて、これでいいだろうということで決めていただきました。割引料金も同じであります。ですので、そのままずるずるときているということです。

そのときもやはり民業圧迫にならないようにという話を私の方からさせていただいたのですけれども、これなら大丈夫だろうということで始まっていますが、もし、そういうことで非常に民間の皆さん方がそれこそ経営を圧迫されたり、不満が大いにあるということであれば、これはいつでも見直すことはやぶさかではありません。ですので、またそういう状況が見えたら、どうぞお知らせをください。ただ、今年度予算はもうこういうことでもありますので。あとはそれぞれ担当課長に答えさせます。

建設課長 道路橋梁費の分担金、ここに書いてある融雪施設の維持費の分担金につきましては、議員のおっしゃるように融雪、道路消雪施設の分担金であります。

それから機械除雪について負担をとる気はあるか、ないかということでございますけれども、市道の全体のうちの約3分の1強、歩道も含めて300キロメートルちょっとを機械除雪で除雪を行っている状況ではあります。それで消雪パイプの場合は、いわゆる受益者がある程度限定ができます。機械除雪もできないわけではないのですけれども、非常に延長が長くて取るとしてもなかなか事務的にも大変だと思いますし、それは市道の大部分を、冬季間生活するうえでの大部分の機械除雪をやっているわけですから、全体の中の負担で対応していきたいと考えております。今の段階ではその機械除雪の負担金を取るうという考え方は持っておりません。

税務課長 お答えいたします。軽自だけのお話しではなくて、多分1例としてお話しになったのかなというふうに伺っておったのですけれども、軽自から先にお答えします。軽自の場合、非常に制度が読みにくくなっておりまして、検査協会さんとそれから軽自動車協会さんとか、それから市長会が間に入っていたりして情報の伝達がどうもうまくいっていない部分があるように思います。ただ、一番望ましいのは電算化して、移動経路がどんどんリアルタイムで入ってくるようであればまことにいいわけです。そこらも含めて、いきなりそこまでいかどうかわかりませんが、現状のシステムの変更については今後検討させていただきたくところか、単に単独の市だけではなくて、全体の市の中でこれは研究させていただきたいと思います。

それから市民税について実は、あるいは固定も同じなのですけれども、制度として普通徴収の法と、特別徴収の法と格差がありすぎまして、非常にそのところが微妙なのです。ただ、関議員のご質問の中で一番関連する流れとしてあると思うのは、所得税が減年課税で市民税が翌年課税というのは、どうも一般の市民の方になじみづらい。説明にたまに私も苦慮することがありますけれどもそこらがあるもので、実は6大都市、今の政令都市全部ではなかったと思いますけれども、大手の市の中からそういう声も出ておりますし、新潟県を含めた北陸4県の市の税務課長会議でもそういう議論が発生しております。おそらく早晩その流れは1～2年ではありませんけれども3年くらい経つと、実現する可能性が出てくるのでは

ないかという希望もありますので、これはそういう答えでお願いしたいと思います。以上であります。

議長 以上で歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

議長 歳出の審議に入ります。

各款ごとに審議を行いますので、審議に直接関係しない課長については平常業務に就いていただいて結構であります。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時といたします。

(午後2時40分)

議長 休憩前に引き続き本会議再開いたします。

(午後3時00分)

議長 第1款 議会費の説明を求めます。

議会事務局長 (説明を行う。)

議長 議会費に対する質疑を行います。

駒形正博君 今ほどの説明を聞きますと、常任委員会の視察研修というような予算が盛っていないような気がしたのですが、ちょっとその辺について説明願います。

議会事務局長 昨年と変更がないと今、お話ししませんでしたので、常任委員会の視察は前年並みでもってございます。(「どこですか」の声あり) 議会一般経費で、上の方から3段目です。費用弁償、職員旅費、議員旅費。

岩野 松君 本当にこの中で節約すると言えばという言い方は悪いのですけれども、会議録の委託料です。これはやはりまだ早稲田速記のプロの方へ頼まなければならないというか、記録ですので正式を記さなければならないということになるのでしょうか、こちらではという言い方はないのですが、それをしてもらおうということになっているかどうか、ちょっとお聞かせください。

議会事務局長 18年度については地元の業者さんです。

宮田俊之君 一番下から3つ目の全国森林環境・水源税の話なのですが、こちらの方の進み具合について、どなたが出席したのかわからないのですが教えていただきたいと思います。こちらの方、徴収がもし新潟県も始まれば、水源を持っています我々の地域にとってはプラスになるはずでございますので、動向の方を見通し等がありましたら教えていただければと思います。

議会事務局長 こちらの方の会議は当市としてはまだ一度も多分出席していないと思います。今、会長さんが山北か、新潟県の北部の方の方で一生懸命やっておるのですが、やはり新税でということになると、非常に難しいのかなというところです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第1款 議会費に対する質疑を終わります。

議長 第2款 総務費の説明を求めます。

総務課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

会計課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

税務課長 (説明を行う。)

市民課長 (説明を行う。)

総務課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

総務課長 (説明を行う。)

環境課長 (説明を行う。)

議長 総務費に対する質疑を行います。

南雲淳一郎君 61ページ中ほど、職員の給料について市長のご所見をお伺いいたします。説明者によってこの部分も減額したという説明をいただきました。簡単に言いまして給料につきましては、単価かける人数だと思っております。ちょっと粗いあれですけど、人数でありますけれども、私どもへ3月1日に市報みなみ魚沼が届きまして、それによりますと職員の構成比が出ております。トータルで言いますと、極めてお年寄りの方、高齢者が、歳の多い方が多いというふうに私は思っているのです。それによりますと、20歳から29歳が9.5人。それから30から39歳が26.7。40から49歳が26.4。50から59歳が37.4であります。ちなみにこの内容は50から54が23.1パーセント。それから55から59が14.2であります。もちろん総員の抑制は否定するものではありませんけれども、組織の活性化、元気さをとるには、やはり若い人がある程度はいなければならないというふうに考えております。その辺構成比を見て、どのようなご所見でしょうか。

あわせて、その給与の内容でございます。例えば年齢別に一般行政職の平均年齢別の給与を見てみますと、市では45.3歳で月額34万7,000円という数字が出ております。県では35万7,000円であります。さらには初任給も安いという数字も出ております。あるいはまた、ラスパイレス指数も出ておりました。17年4月の数字でありましたけれども南魚沼市は92.1。類似団体ですと、94.9であります。全国平均は97.6であります。私は冒頭言いましたように、ある程度の優秀な若い職員を確保するのがやはり必要だろうというふうに考えている中で、それなりの待遇を保障、担保しなければならないと思っておりますが、これからのその辺の考え方を伺いをいたします。

市長 これはおっしゃるとおりでありまして、それこそ言われております団塊の世代の部分が非常に 団塊の世代といってもちょっと下もいますけれども50以上、この皆さん方が大変多いわけでありまして。先ほど説明の中でも総務課長から32名退職して、一般職2名、消防5名採用したということでありまして。

結局、トータル的には120数名減らしていくということでありまして、そのうちの、半分はとても採用できませんが、3分の1なり4分の1なりを採用していきますと、大体今度は形として。すぐにぱっとピラミッド型にはなりませんけれども、今は台形型でありますので逆ピラミッド。それが大体四角くらいになっていけるのかなと思っておりますが。

いずれにしても、その若いエネルギーや活力、気力、これは入れていかないとどうしようもないと思っておりますので、極力許される範囲の中で職員採用を行っていきたいと思っております。

それぞれの指数、あるいは平均給与月額、これは県はやはりちょっと高い。例えば国は40.4歳で32万8,000円でありまして。我が市は45.3で34万7,000円。これは確か国はこのまま上がっていけば、大体そう変わらない。ラスパイレス指数は出ておりますけれども低くていいということでありませぬけれども、このラスパイレス指数なるものが全国一律にこれで比べるわけですから、私どもが高くないのは自慢だとは言いませんけれども、私はラスパイレス指数そのものは、そう苦にしなくてもいいのかなという気はしております。気はしておりますが、いずれにしても職員の待遇についてもいつまでも押さえ込んでモチベーションが上がらないようなことでは困りますので、徐々にそういう方に改善していきたいと思っております。

南雲淳一郎君 ラスパイレス指数をしんしゃくする能力は私はありませんけれども、いずれにいたしましても、やはり組織の持続性という観点から若い人の採用等にもひとつ視点をおいて、運営していただきたいと思っております。終わります。

腰越 晃君 たくさん聞きたいのですけれども2項目だけ質問させていただきます。73ページ、基金費、財政調整基金積立金、600万円とありますが、7億5,000万円を取り崩し、600万円を今年度積み立てる予定であるというように理解をしております。やはりその基準財政需要額が170から180億円くらいの市として、いわゆる歳入、税金の増収というのが見込まれる中で、この積立額というのはいかがなものかという、少々残念なところがあるわけでございます。

財政的に厳しい情勢の中でやっておるわけでございますし、やはり税源移譲等で収入増が見込まれるのであればやはり基金については、一定の積立額を確保すべきであろうと。いろいろ説がありまして、基準財政需要額のどのくらいがいいのか。5パーセントくらいを妥当とする説もありますし、10パーセント。今の時代であればもう少し必要ではないか。そういう話もあります。

一般質問でも議論があつたのですが、市長の答弁ではよくわからなかった点もありましたのでお聞きしますが、財政調整基金、これについて市長はどういう見解を持っておられるの

か。本当にどれくらい今、この市は必要としているのか。今後の財政運営を考えた場合にお考えをお伺いをしたいと思います。

それともう1点は、75ページ地域コミュニティ活性化事業費、及び77ページ地域開発センター費に関連して質問させていただきます。この地域コミュニティ活性化事業、今年度は旧町単位に各1地区200万円という予算の中で活動していただくということになっておるわけです。今回はパイロット事業ということなのですが、このパイロット事業は今後どのように進めていかれるのか。

今ほど課長さんの説明では年限等は言いませんでしたけれども、全地区で展開をしていくというような考えが示されております。それについては今後、なかなか手があがらないという情勢もあるかと思うのですが、今後どのように啓蒙し、啓発し、この展開を進めていこうとお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

77ページの地域開発センター費ですが、センター運営委託料として、六日町、旧六日町地区に3つのセンターがあり、その人権費として1,500万円という内容でございます。ご承知のように、旧塩沢町、大和町においてもそうだと思うのですが、こうしたセンターはございません。先ほどのコミュニティ事業の展開、それから各地域への様々な事業の委託といえますかそうしたものを進めていくと、そういうお考えであるなら、やはり各地域に地域開発センター。

これは大体施設は整っております。がしかし、そこには誰もいないという内容の中で管理されているわけございまして、そういうところにやはり六日町の方式をスライドしていく。その中にやはり地域コミュニティ事業こうしたものを、事務作業等をやるそうした機能を作っていくべきではないか。そのようにも考えるわけなのですが、そうしたところの市長のお考えをお伺いしたいと思います。

市長 この財調の積立金、これは利息だけを計上したものでありまして、これは運用によって。今まではほとんど運用益も出なかったということではありますが、収入役がばかに腕が良くて、うまい国債を買ってくれたりして丁度利益が出るだろうと、利息が出るだろうということで。実質18年度につきましても、相当などと言いませんけれどもある程度の利息を稼いでおいていただいたようです。これは基金積み立てというよりも利息を戻すということでもあります。

基金の額につきましても、これは5パーセントだ10パーセントだといろいろありますが、確かに多いに超したことはありません。そして今、私たちの市の状況が決しているものだとは思っておりませんが、そういう苦しい中でもこの基金を毎年、毎年崩したり、あるいはまた積み立てたりいろいろやっているわけですが、ゼロにするなどということはやはり考えられませんけれども、一時的には相当。今5億数千万円しか残らない。ただ、18年度決算が済みますと、また約1億円から2億円くらい積み立てできるのかなという部分もありますけれども、ですので大体去年と変わらない前後、7億円前後ですか、7億5,000万円前後ということは見通せますけれども、これはわかりません。

7億円でいいかと言われれば、全然いいことはない。基準財政需要額の1割といえば17～18億円でしょか。本来はやはりそのくらいあれば財政運営も非常にある意味では楽だと思っております。徐々に、徐々に積み立てを増していけるように努力させていただきたいという以外に今のところはございません。

地域コミュニティ。これは実は大和、六日町地域からはひとつずつしか手があがりませんでした。ご承知のように塩沢は3地区あがっています。その中で一番体制の整っている塩沢地区ということでもあります。石打と上田、これは20年度に導入していこうということでもあります。大和でもあるいは六日町でもまたもう1カ所くらいずつ増やして、最終的には12地区、全地区をこういうかたちにもっていきたい。ただ、1年間やってみないと、長所も短所もちょっとわかりませんので、その辺を勘案をしながらであります。ですので、考え方とすれば全地区こういうかたちでやっていきたい。

そして今のこの200万円というのは、例えば建設課の方の維持修繕費の部分をここに全部割り振れば、もうちょっと確か金額的には増えるのですが、それは今は一括こちらへ計上してありますが、そういうことを積み重ねながら、では建設課の方でも維持修繕費はもらわなくてもその地域の方にどのくらいずつ渡しておけば地域のことが大体やれるのかという、そういうことも見極めなければなりません。今回は200万円というこれは全く根拠のあった数字ではないということを一覧質問のときにも申し上げましたけれども、これくらいでまずやってみていただけないかと、こういうことでもあります。

このセンターは今、旧六日町で3地区あります。やはり他の地域と非常に整合性がとれませんので、これを20年度から19年度は急激にということではできませんけれどもセンター長それから公民館長とお2人いらっしゃいます。それから文書配達員ですね。ある意味で3人いるのです。これを一括一つにできるかどうかも含めて、とにかくセンター長と公民館長も一つになってもらおうと。2人いるのを1人ですね。そしてどの程度の勤務日数をとればいいのか、その辺も含めてきちんとした見直しをしていきたい。

やはり一番手間をくっているといいますか人手が必要だという部分では、その3地域とも各種団体の地域の事務を全部やっているのです。例えば商工会であり、あるいは城内で言いますと森林愛護組合だとか、観光協会だとかそれぞれのことを全部やっていますので、それはひとつ、それぞれの所属する団体の方からきちんとやってもらおうと。そういうことを19年度中に整理しましてある程度すっきりしたかたちにして、そのかたちをでは全部の地域にとれるのか、これもまた検証していかなければなりません。そういう方向で進めていきますので、まだ先が見えた話ではございませんけれども、改善を進めていきたいと思っております。以上です。

佐藤 剛君 細かいところも含めまして、4点ばかりお願いします。まず63ページなのですけれども、そこに情報公開事業費というのがあります。昨年はここに個人情報審査会の関係も出ていたのですが、それは今年には出ていないのですけれども、個人情報はいろいろ難しいところがあるので審査会はどうなったのかということ。それがまず第1点。どこかへ

出ているのかもしれませんが。私が見落とししたのかもしれませんがそこを1点。

65ページ。後期高齢者のシステムの関係がありますけれども、これは委託料が2種類ありますが、向こうとこちらの通信の関係なのでしょうけれども立ち上げ時だけなのか、今後ともこういう金額が続くのかというところ。

あと67ページ、パソコンのリース料があります。これは800何台あるうちの300台の更新だということですが、このリース料は去年に比べてだいぶ倍近くまでなっているのですが、その辺、更新にあわせて増えたのかというところ。あまり増えると以前一般質問にもありましたけれども、買取りの方がいいのではないかというような議論も出てくるわけなので、そこら辺ちょっと内容をお聞かせいただきたいと思います。

もう1点だけ、73ページ。これも額は小さいのですが、地域審議会委員報酬があります。前年の半分くらいになっていまして内容を聞きましたら、大和、塩沢、30人で1回だけということなのですが。この地域審議会のこれからのあり方といいますか。1回ぼっきりの会合の中でどういうふうに効果的に審議をしていただくのかという考え方といいますか、その辺をちょっとお伺いしたい。

企画情報課長 情報公開の話で今、個人情報保護審査会の話だと思うのですが。そちらの方は今まで私どもの方、企画情報課で担当をしておりました。この18年度は2回ほど開催をいたしました。今までは開催をしたことがなかったようでございますが。今回は窓口事務の対応によりまして、あるいは福祉関係の65歳以上の皆さんの名簿リストの関係を行政区の区長さん、あるいは民生員さんにどういうふうに情報を流そうかということで。

今、窓口対応といたしまして、住民異動がありますと特に転入等にもないます同意、要は第三者提供の。どこのこのアパートに転入してきましたという届けがあるわけです。その下のところに届出のところ、その情報を地元の区長さんの方に流してもいいですかと、要は第三者に提供してもいいですかという同意を取っているわけです。その同意を取る手段というものは、あちこち調査をしてみたのですが、ちょっと今までほとんどの市町村が同意をとらないで必要の都度、情報提供を求められて行政区の区長さんの方に提供していたという事例がありました。

窓口を担当しています市民課の方からその相談を受けまして、どういうふうにそれを今後、南魚沼市として取り扱ったらいいのかということの会を開催いたしまして、協議をさせてもらったのです。結果的には今度同意を取ることなく、行政区長さんの方から誓約書みたいなものを年度当初に出していただきまして、世帯主と住所、それのみを一応、各月ごとに、異動があった月ごとに、行政区の区長さんの方に情報を流そうと。

誓約書の中身といたしましては、他には情報をまわしませんと。要はいざ災害等が発生したときの市民の安全、あるいは財産の関係もありますけれども、そういうものに行政区長さんが市民を、住民を把握していないというのは非常に不手際が出てくるのではないということから端を発したわけでございます。そういう取り扱いをこの4月からはさせてもらうということで、審査会をさせていただきました。

事件、そういう審査事項があれば、この情報公開の審査委員も個人情報の審査委員も両方とも同じメンバーでございまして、そういうことでこれはご理解いただきたいと思います。

次が65ページ、後期高齢者の関係でございます。先般補正予算で当初のこのシステムにつきましては、議決をいただきまして、これは繰越しにさせていただいたわけでございます。いざ、スタートいたしまして、当然このシステムが変更の業務が出てくるのだろうということが前々から言われておりまして、ここではある程度またその変更にもないますシステムの変更、保守も含めてここに計上させていただいたということでございます。

それからパソコンの関係でございます。先ほどちょっと私の方の説明がまずかったかもしれませんが、約800台相当でございますし、このうち300　　ちょっと台数があれなのですが、何台かの買い取ったものがございます。ところが買い取ったものも時期がきますとそれを更新せざるを得ないような、古くなったものは更新せざるを得ないということで、304台の更新をさせていただくということでご理解をお願いいたします。(「リースではないのですか」の声あり)リースアップ更新です。

もうひとつは地域審議会です。地域審議会の関係で今後の行方でございますが、昨年2回ほどの開催をそれぞれ予定いたしまして予算も計上させていただきました。ところが、今回18年度の地域審議会は11月だったと思いますがそれぞれ開催をさせていただいて、総合計画のローリング、要は3カ年計画ですね。その内容を、これは諮問にける内容ではございませんので意見を聴取するという審議会の内容でございまして、それぞれローリングの要は総合計画にかけた内容と同じなのですけれども、それぞれの地域の和なら大和、塩沢なら塩沢の事業に限定をいたしまして　　共通事業もあるのですけれども　　それを地域審議会にかけまして、それぞれのご意見をいただいたということでございます。これは1回で終わってしまったと。

ただ、去年は塩沢、大和ともにその後もう1回、研修会というかたちで開催をされましたけれども、それは審議会独自で開催をした内容でございましたので、費用弁償等は払っておりません。今回は1回しか盛っていないわけでございますので必要があれば、このローリングの関係はどこかで1回また審議会を開いて、提案をさせていただいてご意見をいただきますけれども、地域審議会のそのものの趣旨は、地域の発展のために、地域活性化のために、それぞれ市長に対していろいろなことを提言をしたいという内容があれば、その都度開けることになっています。その申し出をいただければ、また補正予算などでその予算を計上する必要がございますけれども、今のところ18年度はその動向がなかったということで、一応、ここでは1回分だけの開催費をみているということでございます。

阿部久夫君　　2点はばかりお聞きします。いっぱい聞きたいのがあるのですけれども2点にしますが、59ページの市長交際費と75ページの集落集会所施設整備事業補助金ということでお聞きしたいのですが、最初に市長交際費でございます。市長交際費というと、昨年500万円だったのが今年は1割減の450万円。これは多いか少ないかは、それはちょっとわかりませんが、市長も今度は副市長制になって、外交政策に重点的に力を入れていくと。

当然そうしていただければ、やはり市長の動き方によって企業誘致やそういったことに対しても、積極的に市長が動くことによってそういう企業誘致などいろいろなかたちで経済効果につながるのだと、私はいつも思っています。

何といたってもやはり市の筆頭が動くということになれば、そこで市長交際費が50万円削減になったということは、いささか市長にとっては残念な思いもするのではないかなと思うのです。ぜひ、こういった交際費の中でも積極的にその外交政策に対しての取り組みをしていただきたいと。そういう中でどのようにこの市長の考えはあるのか、1点お聞きします。

もう1点ですが、75ページ集落集会所の設備補助金です。これも今のこの厳しい財政の中で、こうして予算を上げていくということは非常に大変なことだと思いますけれども、果たしてどれだけのその利用率があるのか、その2点、ひとつよろしくお願いします。

市長 交際費につきましては、12月議会だったでしょうか、若井議員の方からこの交際費はもっと増やして一生懸命歩けと、こういうお話しでありました。財政健全化という部分もありますけれども、実は500万円を18年度計上しておりまして、18年度の実績はまだ終わりませんけれども、大体350万円くらいで今は済むと思うのです。ただ、これは結局ほとんど内部的なことでもあります。各種会合ということです。ですので、300から350万円、それに100万円上積みをしていただいて。内部的なことはあまり変わらないと思うのですね、それぞれの事業は。それは私が出なくても、副市長が出たりあるいは部長が出たりということになります。

それを大体、外部的といいますか、節約はしながらですけれども充てていければ、おおむね何とかなのではないかという思いです。これは突発的なことがあると別ですけれども、そうそう一度に何十万円も使ってくるということはないと思いますので、なんとかこの中で最大限の活動をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

企画情報課長 集落集会所の関係の整備の関係でございます。先ほどちょっと申し上げましたが、要望は、修繕的な面も含めまして結構でございます。今回も予算要求を私の方も正直言いますと、その修繕箇所を含めまして4カ所ほどお願いしたわけでございます。これは補助額はそう大きな額ではないのですけれども、非常にちょっと財政難ということもございまして、何とか今年、今までなかった公民館を作りたいということで緑町の皆さんが早くから手をあげておりましたので、そちらの予算だけでもひとつ付けていただきたいというふうな財政の方をお願いをいたしました。その部分は一応何とかここで確保したつもりでございますが、あとのものは修繕でございまして、上限250万円でしょうか。その修繕内容の事業でございましたが、申し訳ございませんけれども今回ちょっとこういう内容になりましたので、ということでそれぞれの関係の集落にはお詫びをしたところでございます。

これからでございますが、これもひとつの今は要綱があるわけでございまして、ちょっとその補助額、あるいは要綱にその制度の内容をちょっと見直しをかけざるを得ないかなというふうな思っています。あるいはしばらくの間は中止をすとか、そういったようなこともちょっと考えておりますけれども、需要はないわけではございません。修繕的なものを含め

ますと、結構あるのだろうとっております。これからも。以上でございます。

議長　あと何人おられますか。

(挙手あり)

阿部久夫君　交際費でございます。内部交際費もなかなか大変だと思いますが、やはりこれからの収入を得るために、市長のその行動によってこれから大幅に違ってくると思います。積極的な外交施策等によって企業誘致等、真剣に取り組んでいただきたいとそういうふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

関　常幸君　2点だけ質問させていただきます。最初に81ページの税協力者報償費ということであります。説明を聞きまして、塩沢地区で継続していたからというふうな話を聞いたわけであります。やっていたからと聞いたのですけれども、それでなるほどと思ったのです。私はその話を聞かなくても、行政としてあまりこういうことを今までやらないのではないかなと普通は思うのですが、でもこれはすごくいいことではないかと。こういうふうにやはり画一的ではなくて、税をする人たちについて報償をする。ちょっと行政には似合わないようなことには思うのですけれども、私はこのことについては評価をものすごくしたいと思います。

その裏返しにというか、税の徴収をした優秀者という41人の方が職員でいられるわけですが、そういうことは検討はこれから大事なことではないかなと。19億円の滞納がある。そのうち10億円が固定資産でなかなか大変で、あとの9億円というのはすごく小さいのがあるわけありますので、やはり今後そういうふうなことをこの裏返しとして、ぜひ検討してもらいたい。検討があったのか聞かせてもらいたいと思います。

それからもう1点ですけれども、1年前のときにも質問させていただいたのですけれども、何が節減できるのだろうかと思ったときに、やはり私どもはどうしても目に入るのが、61ページの郵送料の3,500万円なのです。確か1年前のときには、ここの部分を例えば職員の方にできないのでしょうかと言ったら、やはり労務管理上大変だけれども検討はしていきたいというふうな回答があったわけあります。そのことと、例えばここのところをシルバー人材センターの方にしてもらったときに、もっとこれは下がるのではないかなというふうに私は思っているのですが、そこらあたりの検討もあつたら。もしなかったらそういうことも検討してもらいたい。その2点についてお願いしたいと思います。以上です。

税務課長　今の後段の件が非常に私ども欠けておった部分でございます。実はアイデアとして見れば、普通の会社へ行けば営業部があつて、張り出してあるかどうかは別にして、自分のライバルの営業マンがいくら売り上げたというのは普通はやりますよね。やってみようかという気にはなつたのですけれども、私が頭ごなしにお前やれと言つてもなかなか難しい。そこは役人社会のちょっと微妙なところですよ。

それに相当するものを本来は、関さんがおっしゃるようなことをやるべきだと思う部分もあるのですが、反面逆に　これを言うとまたうまくないかな　野球だって、この一戦を勝とうと思つたらエースが出てきます。やはり今の市の中でどこが大事か。みんな大事です

けれども、あえてピンチであれば同じシステムでやって、例えば、お前ここでよくやったと。特に私は収納というのは、課税を間違っはならないけれども一番人間力が出るころだと思ふのです。そこでやって認められて、次にステップして行くというようなシステムを作れば私は必ず上がると思っています。まことに恐縮でありますけれども、今言ったものを踏まえてそういった報償で広くとらえていただいて、今後の人事管理はやられるものだと想像しております。

総務課長 郵送料の件でございます。職員の件につきましては、この前ご説明したようにちょっと無理ということでもあります。今ほど提案いただきましたシルバー人材センター等に委託できないかという部分でございますが、確か郵便物の発送、送達等につきましては、確かいろいろな法律の規制があるような気がいたします。開発センターの用務員からは、市の職員として雇っておりますので、そこからはかなりの部分の配達をしていただいております。

今、開発センターにその用務員を設置しているところにつきましては、試算していただいたら郵便料と大体匹敵するかというようなこともありまして、一気に、何ていいますか、用務員廃止とかそういう部分にちょっと踏み込まないでいろいろ検討していたところでございます。

そんな関係がありますので、ちょっとシルバー人材センターとかそういうところ、外部の団体に委託というのについては、ちょっと無理かなという気がいたしておりますが、今後いろいろな意味で検討する部分だとは思っておりますので、研究していきたいと思っております。

関 常幸君 税務課長さんありがとうございました。その中で市長に今のものを受けてちょっと伺います。今のこの一般質問の中では、歳入が非常に18年よりも19年が50.9が48.2と落ちているということでもありますので、特に私は一般質問の中でも、今の国家公務員の中でもある自治体の中で、能率給というものを取り上げてやっているところがあるわけであります。そのところについても人事効果という面では検討していくというようなかたちも聞いております。まず全体にいくまでの一番今のこの大変なところについては、ぜひ、税務課長の意を受けて、市長の方でも十分検討してもらって前向きにしてもらえればと思っておりますが、市長の考えをひとつお願いしたいと思っております。

市長 これに該当する部分が水道にあり、下水にあり、あるいは昨日もちょっと議論が出ましたけれども、給食費だとか、保育園の料金。まだその他に病院の診察費といいますがこういうものがありまして、税務課にだけ導入して、他に導入しないというわけにはいかないということでもありますし。ただ、職員がやる気を出して、そして実質的に効果が上がるということは、これはもうある程度はわかるような気がしますので、その全体的な中でどういうことができるのか。これは研究はしてみたいと思っております。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。61ページの職員費であります。それこそ説明があったように、32人退職をされて7人採用され、25人減だということですから

ども、その中で消防が非常に多いわけでありまして。3～4年前だと思えますけれども、飯酒盃消防長のときに、大量に今後退職が見込まれるということで、定数を増やして、新しい採用をして、そして研修をしたりするということになる、やはり定数を増やさせてくださいということであったわけですが、この5人という部分は、それを受けてのことだというふうに私は思うわけですが、それでよろしいわけでしょうか。

総務課長 消防の人員計画、消防整備計画でございますが、それに基づいての採用でございますが、5人採用でございますが2名退職がありまして、実質的な消防士の増につきましては、今回3名ということでございます。計画上の人数につきましては、計画上ではまだ消防士が1名、確か足りないと思えますが、定年退職が実は1名でございますが、それに対応して5名採用で計画上いくということだったのですが、途中退職が勸奨退職1名出まして、2名退職となりました。消防士としては1名減になっておりますが、一般職員の方から消防署の方に1名行っておりますので、人員的には計画どおりになったということでございます。

笠原喜一郎君 今日消防長がいませんけれども、この前聞いた中で「のう、消防長、そうだよ」と、とりあえず定数を上げてある程度交代が済んだら、当然また定数を見直してある程度やっていくのだよね、という話をしたら、いや、それがなかなかその仕事が増えて、という話なのです。

やはりそこはこの本庁と違って、どちらかと言うと何ていうか管理がちょっと手薄になる部分ですが、やはり私は最初言ったように、今の入れ替えの中でやはり定数を増やしたのだということで、3～4年前に定数を見直して 今年も、今回も見直しましたけれども やはりある程度きちんとできたら、また定数の削減をするというようなかたちで、きちんとそのことは忘れないで監視をしていっていただきたいというふうに思います。

市長 消防もそれぞれ当初 当初といいますか、普通思っているよりやはり業務量は増えていますが、ご承知のように、今年度、県が今度は消防の広域化の中で県の方針を出します。そうしますと、私どものところは当然ですが、魚沼、あるいは十日町との中で、どういう体制を築いていくかということが出てくるわけです。それらも含めて定数管理をきちんとしていきたいと思えます。ただ、消防職というのは、定数をぼんぼんと減らしていけるかと言われると、ちょっと厳しい面があるかと思えますけれども、それは全体的な中でやっていきますが。

議員おっしゃった、その当時の考え方というのは、いわゆる定年退職がどんといく。そこに急にぼんとはできないので、ちょっとずつ増やしておいてということでしたので、それはそのとおりですから、その部分がきちんと終われば元に戻すということ。これはそういうふうになると思えます。やっていきたいと思えます。

関 昭夫君 細かいことを4点ほどお聞きしたいと思います。まず61ページ、職員費の関係です。25人トータルで減るという話なのですが、中を見てみましたら人数が減るのに職員の健康診断手数料というのが、昨年と比べて、補正はありましたけれども、増加になっている。その要因は何なのかなと。実は一般質問で脳ドックの話がありまして、そこで

ふと気になりましたので内容を確認させていただきたいと思います。

それから63ページでしょうか、広報公聴費の関係です。今は2人体制ということであるわけですが、これから19年度は何人になるかちょっとわかりませんが。話を聞いていましたら、市長は市のお知らせというか広報関係も含めて、市が扱うような情報は全て広報なりに載せて発信をしたいと。余計なものは出さないで、できるだけ月2回のもので全てを、というような意向だったという話を聞いてありますが、印刷費は逆に減額になっている。職員の体制もどうなのかわかりませんが、18年度分までを見てくると2人の職員が非常にいろいろな面で休日も活動しながら記事を集め、頑張って市内の情報を市民にお伝えをしていると私は思っています。

またいろいろな情報関係の話も一般質問や何かで私、させていただいていました。やはり市が受けて、データベースでストックしながら生かしていく部分もそうですが、市長も情報公開という部分でいろいろなことをおっしゃっていますが、やはりここを拡充していかなければ、情報公開の部分、あるいはそれから市民サービスの向上には結びつかないのかなという気がしています。その辺の体制、それから予算等について。今回は印刷、製本費は減額ですけれども、これからどういうお考えがあるのか、市長にお伺いをしたいと思います。

次が71ページの普通財産管理に関連してなのですが、本当は代表監査員にお聞きをしようと思っていたのですが。昨年の決算議会で私、備品台帳の不備を指摘をしたのですが、その後どんなふうになっていっているのかなということ。整理が進んでいるのかどうか。次の18年度の決算議会までにはきちんとしたものが出てくるのかなと。そういうのが例月監査で確認されているかというのを聞きたかったのですが、代表監査員は欠席ですので財政課長の方でもしおわかりでしたらどんな進行になっているかを・・・(「監査員はこっちにいます」の声あり)いやいや、代表監査員に聞こうかと思っていたのですが、いらっしゃるといことですのでどちらでも結構です。

それから83ページ、住基台帳の関係です。たびたび確か話があると思うのですが、発行枚数、それから利用の具合がどんななのかなと。何かさっぱりなのではないかなという気がしています。大きな投資をしている割には住基カードを使っただけのサービスの内容が増えないというか、そんな気もしているのです。その辺がどういうふうに進んできているのか、わかる範囲でお伝えをいただきたいと思います。

市長 広報公聴費についてお答えいたします。人員体制は当然ですけれども変わりません。そして今度は企画制作課の中に秘書係を入れておりまして、秘書係と広報公聴係と。係は違いますけれども大体一緒になって活動していただくという部分がありますので、ある面では体制強化という部分にもつなげていけると。

この200万円減というのは、これは確か18年度予算で上げたけれども、入札のときに・・・(「200万円減とかではないです。先ほどの説明で」の声あり)このお金を削って縮小していこうということではございません。そういうことです。あとはそれぞれ課長がお答えします。

総務課長 職員の健康診断でございます。これにつきましては昨年に比べまして増えているところでございますが、実は昨年の予算が見積もり誤りといいますが、連合と合併したり、消防が入ってきたりという関係の中での積算誤りでありまして、18年度の見込みといえますか使用見込みが、今年度の今の予算の額ということで計上してあります。

実数につきましては、深夜業務の部分が99名。消防とか衛生センター、魚沼荘等あるわけでございますが、そんな関係。それから健康診断、8,000円の部分が348人。6,820円の部分が80人ということです。これの8,000円と6,820円がどういうのだというのは、なかなか検査項目をちょっと把握しておりませんが、そんなかたちのなかの実績の数で今計上させていただいた。こんな具合でございます。

市民課長 住基の関係でございますけれども、自動交付機でございます。今、自動交付機で発行できるものは、カードですけれども、印鑑登録カード兼市民カードです。これが約3万6,000枚ほど発行はしております。ただ暗証番号を登録しないと自動交付機を使えないものですから、これが約5,000件です。ですから、まず登録してもらうということが一番前提になるわけですが、なかなかこの登録が進まない。

現在でも救急に問い合わせがあって、これから行きたいとかというのがあるのですけれども、登録してありますかと言うと、登録していないというのが多いものですから、窓口等に伝えて、極力登録をしてくださいということをお願いして徐々に増えていますけれども、現在の17年度の実績では3庁舎で1日平均9.9、約10件くらいの量ですので、これを上げていくということは一番の課題だと思っています。

総務省の発行しています住基カードというのがあるのでございますけれども、これはいろいろと多目的に利用できるのですが、今、南魚沼市ではそういう多目的な利用、健康診断のデータを入れるとかそういう利用というのはやっておりません。それをやるには現在の電算システムにちょっと1千何百万円でしたかかけて改造しないとそれを使えないということで、ちょっと痛し痒しのところがあるのですけれども。

現在のその印鑑登録カード、市民カード、これの普及をできるだけやっていきたい。できれば手数料に差をつけるとか、そういった自治体もあります。窓口に来れば250円だけれども、それを使えば200円だとかというようなことも、考えられれば検討していきたいというふうに考えています。

遠山監査員 議会の監査員の遠山でございますが、お答えいたします。私、12月から就任いたしまして、例月の2月まで終わらせておりますけれども、その中で私自身はしておりません。それで代表監査がどのくらい進んでおられるかということは私はつかんでおりません。以上でございます。

関 昭夫君 監査員の方ではつかんでいないということなので、ぜひ課長の方からどんなふうに進めていくつもりなのかもきちんとお聞きしたいと思います。

健康診断の関係はわかりました。補正までみんな足したものよりまた増えているので、どういふのかなという、人数が減っているのになぜなのかなというのがありまして聞いたので、

わかりましたのでそれ以上聞きません。

住基カードの方の関係です。結局、サービスが大して何もないという感覚だと思うのです。それをわざわざ作って、ではそのカードを持って何かをしているうちに逆に落としたの何のという話になると、返って嫌だなと感じている人もたくさんいます。そういう部分では直接窓口に来て云々で足りる用しか役に立たないという部分が、多分影響しているのだろうというふうな気がしています。その辺のぜひ改善を。今ほども話がありましたけれども、ちょっと工夫をしてもらおうと少なくとも登録ができて、今の自動交付機くらいはそれなりに使える部分が出てくるのかなという気がしますので、お願いします。

あと、広報公聴の関係ですが、市長も決してそこを落とすというつもりでないのは十分承知していますが、やはり当初に考えられたようなのが、私が言ったようなことだとしたら、ぜひ、力を入れていただきたいなど。お金は表に出さなくてもやはり人員配置とかそういう部分でバックアップをすれば、その分だけやはり活動が広がるのだろうと思っていますので、お願いをしたいと思います。以上、答弁をお願いします。

市長　そういう意味も含めまして、広報公聴を秘書係と一緒にしました。市長直属という部分もつなげまして、一生懸命力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

財政課長　質問の財産台帳、それから厳密に言いますと備品台帳、財産台帳、施設台帳いろいろあるわけなのですが、合併前のスタートと言いますか、大和町の場合は学校の施設台帳、あるいは保育所の施設台帳、これは総務課の方で一括管理をしていたということ。六日町はそうではなくて、それぞれ担当ごとにしていたというようなこと。そういうものがいっしょにこうなったということで、なかなか統一的なそういう管理がまだできておりません。

前年の決算認定時点でそういうご指摘もいただいておまして、何らかのそうした統一的なことをしなければならぬということなのですが、まだ具体的なところまで至っておりません。決算時にあわせて財政に関する調書も出すことになっておりますので、その時点で監査員さんの監査にも付するということになります。そういうことで、それまでに何とか検討してまいりたいと、こう思っております。

議長　あと何人おられますか。

(挙手あり)

議長　お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

議長　本日はこれで延会いたします。次の本会議は明日、3月16日午前9時30分より当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時43分)

